新婦人協會
機關雑誌

女性同盟

綱領

一、婦人の能力を自由に發達せしめるため男女の機會均等を主張すること。

一、男女の價値同等觀の上に立ちて其の差別を認め協力を主張すること。

一、家庭の社會的意義を闡明すること。

一、婦人、母、子供の權利を擁護し、彼等の利益の増進を計ると共に之に反する一切を排除すること。

十二月號

3

東京　田端　新婦人協會

五拾錢の商品券

……お客様方の御便利に

從來商品券は一圓以上なれば如何程迄でも發行しましたが、今度から商品券は五圓以上とし、それ以下は五拾錢の商品券を發行致す事に致しました、また商品券の殘高が十圓以下ですと、お釣錢に此の五拾錢の商品券を差上ます、商品券は益々お重寶になりました。



◆三越の十二月◆

- 歳暮年始御贈答用品賣出し（一日より）
- 羽子板陳列（一日より）
- 新年用食器陳列（一日より）
- 格安反物賣出し（一日より）
- 十大家陶磁器陳列會（十一日より）

三越の定休日◆十日◆廿五日

東京

三越呉服店

宣言

婦人も亦婦人全體のために、その正しき義務と權利の遂行のために團結すべき時が來ました。今こそ婦人は婦人自身の教養、その自我の充實を期するのみならず、相互の堅き團結の力によつて、その社會的地位の向上改善を計り、婦人としての、母としての權利の獲得のため、男子と協力して戰後の社會改造の實際運動に參加すべき時であります。若しこの時に於て、婦人が立たなければ、當來の社會も亦婦人を除外した男子中心のものとなるに相違ありません。そしてそこに世界、人類の禍の大半が置かれるのだと思ひます。

私共は日本婦人がいつまで無智無能であるとは信じません。否、既に我が婦人界は今日見るべき學識あり、能力ある幾人かの新婦人を有つてゐます。しかも私共は是等の現はれたる婦人以外に、なほ多くの更に識見高き、思慮あり、實力ある隱れたる婦人のあることを疑ひません。然るに是等の婦人の力が一つとして社會的に若しくは社會的勢力となつて活動して來ないのは何故でありませう。全く婦人相互の間に何の聯絡もなく、各自孤立の狀態にあつて、少しもその力を婦人共同の目的のために一つにしやうといふやうな努力もなく、又そのための機關もないからではないでせうか。私共はさう信ずるものであります。是れ私共が微力を顧ず、同志を糾合し、玆に婦人の團體的活動の一機關として「新婦人協會」を組織し、婦人相互の團結を計り、堅忍持久の精神をもつて、婦人擁護のため、その進歩向上のため、或は利益の增進、權利の獲得のため努力し、その目的を達せんことを期する所以であります。

衆議院議員選擧法改正に關する請願書

請願事項

一、衆議院議員選擧法第八條第一號中の「タル男子」を削る事。
一、同法同條第三號を削る事。
右謹んで請願いたします。

請願の理由

（一）婦人に對して不公平なる現行法令及び社會制度を改善するために。
（二）戀愛と母となる權利とその義務の遂行のために。
（三）性の尊嚴を維持するために。
（四）無産階級の婦人を家庭から追放する經濟問題を解決するために。
（五）勞働婦人の地位の改善を計るために。
（六）姙産婦の擁護のために。
（七）母の手を必要とする子供ある母、母及教師を必要とする子供を保護し、彼等の勞働を禁止するために。
（八）女子教育の根本的改善のために。
（九）國民教育の改善のために。
（十）國民保健に關する社會衞生上の諸施設を完備するために。
（十一）諸種の公共的設備を美的に、且つ完全にするために。
（十二）一切の生命を擁護し、戰爭を防止し、世界の平和を保持するために。
（十三）男女有權者數の甚しい差違を避けるために。
（以上第一號修正の理由）
（十四）選擧權は獨身婦人や所謂職業婦人に必要なばかりでなく、妻であり、母である家庭婦人の立場からも亦必要であるために。

(十五)且つ普通選擧の實施は理論上からは勿論、實際上からも今日その必要に迫られてゐますから。

(以上第三號削除の理由)

備考

第八條　左ノ要件ヲ具備スル者ハ選擧權ヲ有ス
一、帝國臣民タル男子ニシテ年齡滿二十五年以上ノ者
二、選擧人名簿調製ノ期日迄引續キ滿六ケ月以上同一選擧區內ニ住所ヲ有スル者
三、選擧人名簿調製ノ期日迄引續キ滿一年以上直接國稅三圓以上ヲ納ムル者
家督相續ニ依リ財產ヲ取得シタル者ニ付テハ其ノ財產ニ付被相續人ノ爲シタル納稅ヲ以テ其ノ者ノ爲シタル納稅ト看做ス

治安警察法第五條修正の請願書

請願事項

一、治安警察法第五條第一項中の「五、女子」の三字を削る事。
一、同法同條第二項中の「女子及」の三字を削る事。

右謹んで請願いたします。

請願の理由

(一)單に婦人であるといふ理由から政事結社に加入する自由、及び政談集會に會同し若くは其の發起人となる自由を禁ずるのは不合理であります。

(二)婦人がその女として、母としての思想や感情を通じて健全なる文化の發展にあづからうとする時、政事的知識を缺いてはそれを全うすることが出來ません。

(三)社會生活乃至は職業生活に從事する婦人は殊に政事的知識を必要といたします。これを缺く時は、彼等は多くの不利不便に遭遇しなければなりません。

(四)今日の尙早論者の理由とするところは、現在の日本婦人はあまりに政事的に無知だと云ふ事であり乍ら、その

能力を養ふに必要なる機會を拒むが如きは矛盾も亦甚しいものであります。

（五）婦人參政權問題は世界大戰の結果として既に世界的承認を得、今や我が日本に於ても男女を問はざる普通選舉要求の聲さへ起つてをります。この時に於てかゝる法律をいつ迄もそのまゝに存置する事は、あまりに時代の趨勢に反します。

（六）新聞雜誌の政事記事や政治論を自由に讀み得、且貴衆兩院の傍聽をも許されてゐる婦人に、他方で政談集會に集ることのみを禁じてゐるのは無意義であります。

備考

第五條　左ニ掲クル者ハ政治上ノ結社ニ加入スルコトヲ得ス
一　現役及召集中ノ豫備後備ノ海陸軍軍人
二　警察官
三　神官神職僧侶其他諸宗教師
四　官公立私立學校の教員學生生徒
五　女子
六　未成年者
七　公權剝奪及停止中ノ者
女子及未成年者ハ公衆ヲ會同スル政談集會ニ會同若ハ其ノ發起人タルコトヲ得ス
公權剝奪及停止中ノモノハ公衆ヲ會同スル政事集會ノ發起人タルコトヲ得ス

花柳病者に對する結婚制限並に離婚請求に關する請願書

請願事項

一、花柳病者に對し、左の第一條より第十條までの意味の條項を含む花柳病者結婚制限法を單獨法として制定する事

一、民法親族篇第三章婚姻第四節離婚の規定中の適當なる個所へ左の第十一條及第十二條の意味の條項を追加する事。

右謹んで請願いたします。

第一條　婚姻をなさんとする男子は婚姻許可證の交付を住所地の市町村長に申請すべし。事實上の夫婦關係を結ばんとする場合亦同じ。

第二條　市町村長は有資格醫師が一週間内に作成せる傳染性花柳病(黴毒、淋病、軟性下疳を含む)患者にあらざる旨の診斷書を提出せる男子に對し婚姻許可證を交付すべし。

第三條　市町村長は貧困者に對してはその請求により市町村長の指定せる醫師をして無料にて診察し且つ診斷書を附與せしむべし。

第四條　婚姻許可證を持たざる男子は婚姻を爲し、又は事實上の夫婦關係を結ぶことを得ず。

第五條　女子は婚姻許可證を持たざる男子と婚姻を爲し、又は事實上の夫婦關係を結ぶことを得ず。

第六條　第四條に違反せる男子は三百圓以下の罰金に處す。第五條に違反せる女子亦同じ。

第七條　虚僞の診斷書を提出して交付せられたる婚姻許可證によつて婚姻を爲し、又は事實上の夫婦關係を結べる男子は五百圓以下の罰金に處す。

第八條　本法の規定に違反して爲したる婚姻は之を取消すことを得。

第九條　婚姻を爲さんとする女子は其相手方たる男子より傳染性花柳病患者にあらざる旨の有資格醫師の診斷書の提示を請求せられたる場合はこれを拒むことを得ず。

第十條　當該吏員の請求あるとき婚姻當事者又は事實上の夫婦關係を結べる者は婚姻許可證を提示すべし。

第十一條　結婚後當事者の一方が花柳病に罹れる場合には他の一方は全治に至る迄の別居又は離婚を請求することを得。

第十二條　當事者の一方が他の一方に花柳病々毒を感染せしめたる場合には離婚の後被害者は加害者に對し全治までの治療費と相當の慰藉料とを請求する事を得。但し勞働不能に陥れる場合には生活費をも請求する事を得。

請願の理由

（一）今日非常な勢を以て文明國を脅しつゝある花柳病の蔓延が、戰慄すべき害毒を個人と社會と種族との上に及ぼしつゝあることは、醫者の說明や諸種の統計を俟つまでもなく私共の絶えず目擊しつゝある悲慘事であります。斯かる國民的慘害に對し國家が種族衞生の立場から、其損失を出來るだけ輕減するやう何等かの方法手段を講ずべきは當然のことであつて、既に歐米に於ては花柳病豫防法を制定し國庫は莫大な經費を惜しみなく投じて其取締りに努めて居りますし、又他方に於ては善種學的禁婚法によつて、花柳病者の結婚禁止を實施してゐるところも、アメリカに於ける六州、ノルウエー、メキシコ等少くありません。然るに我が國に於ては遺憾乍らまだ是等のことに全く手が着いて居りません。

（三）私共は勿論花柳病の一般的豫防法の一日も早く制定されることを望むのではありますが、更にそれ以上婦人といふ立場から、家庭と妻たる婦人と子供とを花柳病の害毒から保護し、併せて種族の向上を計るといふ目的のもとに該病男子の結婚制限法制定の必要を痛感するものであります。何故なら私共が今日最も屢々遭遇する、しかも最も默視するに堪へない家庭的悲劇は結婚前健康であり、純潔であつた所謂良家の子女が花柳病男子との結婚によつて彼女自身と其罪なき子供と幸福なるべき家庭との上に現に蒙りつゝある幾多の慘ましき被害と、斯る大慘害を夫たる男子から受けながらそれに對して全く法律的に保護されてゐない今日の妻たる婦人の立場とであります。

（二）花柳病を家庭内に輸入する者は必ずしも男子のみに限らないのは今更言ふまでもありません。而も私共が婦人に對しては、——わけても日本婦人に對しては男子と同樣に斯る取締りをなすことの必要を認めないのは左の如き理由によります。

（イ）該病男子の數は該病女子の數よりも遙に多い。即ち內務省保健調査會の報告によれば全國一一三四箇の公私立病院に於ける大正元年より同四年までの四ヶ年間の該病患者の數は、

黴毒	男	九、五七三七
	女	四、三三〇一
軟性下疳	男	四、一〇六三
	女	一、三四五四
淋病	男	一〇、〇四二三
	女	四、二〇八一

である。從つて家庭に該病毒を搬入する場合は男子の方に多く、女子の場合は未だ法律を設けてそれを制裁する

必要を認めない程度であること。

(ロ)未婚女子に對して斯る身體檢査を行ふ事は實際に於ては習慣上可成りの困難や、又それに伴ふ危險も豫想されて、男子に於ける如く容易に實行されさうもない。その上既に述べた如く該病女子の數は男子のそれより遙に多數であつて、斯る難事を敢てせねばならぬ程の必要を未だ認めないこと。

(ハ)或地方又は或社會に於ける未婚女子にたとへ該病患者の多いことがあるとしても、かゝる局部的現象をもつて全體を論ずることは出來ないこと。

(ニ)男子の性的生活は女子のそれに比し遙に放縱に流れ易き傾向ある上に、事實今日の男子の多くは放縱であること。それ故花柳病の媒介者となり、傳播者となる婦人は殆ど賣笑婦に限られてゐるに反し、男子はもつと一般的な意味に於て該病の媒介者であり傳播者であること。そしてその事實は夫から感染した婦人花柳病者に比し、妻から感染した男子花柳病者の極めて少ないといふ醫師の承認によつても證明されること。

(ホ)此の法律は家庭に於ける婦人保護を目的とするのみならず、婦人を通じてなし得るところの男子の放縱なる性的生活に對する一種の制裁であつて、そこに道德的意義をも併せて含むこと。

(四)斯くの如く私共が花柳病男子の結婚の取締を要求するのは、家庭を、妻たる婦人を該病毒から保護すると同時に未來の子供を保護し、國力の本源である國民の實質的改善を計り男女共同の義務であり使命である種族への奉仕を全うせんとするものであります。

■第四十四議會へ請願！

新婦人協會はその實際運動の一つとして來る四十四議會に對し、右に掲げた三種の請願書を提出いたします。此度は第一に掲げた選擧法の改正を新に加へ、花柳病者結婚制限に於て條文に大修正を加へました。

就いては出來るだけ多くの同志を得てその目的を貫徹したいと思ひますから、御賛成の方は男女に拘らず御知友御勸誘下さいまして、御調印下さいます樣御願ひいたします。

一、請願用紙は御申込次第送ります　二、返送〆切――十二月十五日　三、記入注意は用紙に印刷してあります

東京府下田端四四五

新婦人協會

婦人の政治的自由を主張せる田淵氏の演説

我新婦人協會の運動の結果、去る第四十三議會に「治安警察法中改正法律案」として無所屬の押川、中野、田淵、松本の四氏から提出された事は御承知の事と存じます。本文は同案が七月十九日の本會議に上程された際、提案の理由として田淵豊吉氏が述べられた演説の速記を官報から轉載したものであります。後段に掲ぐる「治警五條修正の運動(下)」と對照して御覽を願ひます。

治安警察法の第五條の「女子」と云ふ點に就きまして、それの改廢をして戴きたいが爲めに茲に此案を出したのであります。暫く諸君の御清聽を願つて、此案の理由を説明致したいと思ふのであります。

此第二項の方の政治の集會の自由と云ふことは、明治四十一年の衆議院だけを通つたさうでございますが、貴族院を通らなかつて其儘になつて居るらしい。それから今日に至つたのでございまするが、新しき婦人或は世に目覺めた所の婦人達が、最も此點に就きまして注意を拂はれて、此案を提出して呉れと云ふことになりました。さうして中立の者が寄つて茲に提案者となり、私が説明者となつたのであります。

憲法には集會結社の自由を許すと云ふことになつて居る。併しそれは法律の範圍内に於て之をやると云ふこととこになつて、而も其立憲國であると云ふことが、どうも多く例外を設けて居りまするが爲めに、非常に私は惡くなつて居ると思ひます。過日清瀬さんも此問題に就て論ぜられたのでありますから、殆どそれと同種でありますけれども、私は此女と云ふことを「エンフアサイズ」し、其女と云ふことに就て強く論じたいと思ふのであります。(「謹聽」と呼ぶ者あり)諸君も御承知の通り、「ポリツアイシユタート」――警察國であると云ふやうな概がある。帝政時代の露西亞、及獨逸が警察國である。其通り今日日本も矢張警察國であると云ふやうな感を深くするものでありまして、詰まり此治安警察法と云ふものは色々な所の新しき運動の、芽を摘むやうなものでないかと私は思ふのであります。故にどうか斯う云ふやうなものは成るべく取去つて戴きたい、それでなければ此立憲國の面目を奈

何せんと、私は言ひたいと思ひます。(「高聲にやれ」と呼ぶ者あり)

どうも此日本が色々斯う云ふやうな束縛を設けて――地球が引力があり、色々の暴風があり、色々の風邪が流行る。其外手枷足枷を嵌めて、日本帝國臣民の活動を阻碍して居ると云ふことは、成るべく早く除かぬと、他の國と對抗して、原さんの所謂五大國の一となることが出來ないと私は確く信ずるのであります。

過日も色々言論の自由と云ふことに就て、議論もございましたけれども、詰まり此言論の自由と云ふやうなものが尊重せられない爲めに、最も神聖であり、最も言論の自由を許されて居る此議會に於きましても、言論の自由が無いと云ふ狀態でございますからして、どうも日本は警察國である。此議會といふ點に於ても、向ほ之に目覺めぬではないかと云ふので私は憤慨して居るのでございます。憲法に保障されたる言論、集會、結社の自由と云ふことを私は政綱に揭げましたから、此問題を私は引受けて、此壇上に立つて諸君に此問題を十分に理解して戴いて、之を可決して、さうして日本の此治安警察法、殊に第五條の女子と云ふ點を削除して戴きたいと云ふことを私は痛切に欲ふものであります。

諸君、世界の大勢は戰後に於て急轉直下の勢を成した、一は社會主義であります。詰まり第三階級の勃興であります。第二に於ては「セミニズム」即ち女權擴張論である、女子中心論である、此二つの「エキスフレミチー」、此二つの極端が玆に現れて來たのであります。而して其結果は色々の潮を捲いて、滔々として世界の色々な國に禍をして居る。此波が遂に日本にまで來て居る。議會の問題でも、諸君や吾々が紳士的態度であるとかないとか云ふばかりでなくして、世界の大なる渦卷が、遂に此日本の議會にまで押込んで來た結果ではなからうかと思ふ。此點に於きまして、吾々は大に考察しなければならぬ。如何なる點まで此「セミニズム」の中に眞理があるか、又社會主義が如何なる點まで眞理であるかと云ふことを研究して、其善を取り惡を捨てると云云ふことが、最も必要な事であると私は確く信ずる一人であります。(拍手起る)

諸君、今日は日本では普通選擧の論が盛でございますけれども、世界各國に於きましては社會主義の問題が滔々として漲つて居つて、如何に之を處理するかと云ふことに忙殺されて居ると云ふことでございます。又婦人の參政權はどうかと云ふと、或は英國に於て、或は露國に於て、或は芬蘭に於て或は諸威に於て、或は瑞典に於て、或は和蘭と云ふやうな國々七箇國の國には既に女權が擴張されて居る。或は亞米利加の州、或は加奈陀、比律賓、或は濠洲と云ふやうな國にはもう施かれて居るのに、我が日本帝國は今日尚ほ男の普通選擧を認めないと云ふやうな、大なるへまな時代である。之を改善して行かなければならぬ。然るに頑迷なる諸君の一部の人が之を通さぬと云ふやうなことは世界の大勢を知らざる者であると私は思ふ。(拍手起る、「何が頑迷だ」「頑迷默れ」と呼ぶ者あり)

諸君、世界の大勢は駸々として熄まないのでありまして、中古以前に得た所の女子の權利は――女子の經濟上生産上に

於ける所の權利は、再び今日の二十世紀の頃に、再び燃出でたと云ふやうな次第でございます。

社會主義的共產的の思想が、再び此二十世紀に來たと云ふことは大きな意味に於て歷史は繰返すものであると云ふことを、此意味に於ても現したと云ふことが出來るではないかと思ふ。諸君よ、是までの女子は農業は偖措きまして、其他には消費者であつたのでありますけれども、段々生產者になつて來たのであります。家に居つては食へぬと云ふことになつて來て、共稼に外に出て働くと云ふことになつた。是が爲めに女子の獨立と云ふことが叫ばれて、女子の經濟上に於ける位地と云ふものが確實になつて來たのであります。山川菊榮と云ふ女の方の書いた本を私は一寸見たのでありまして、或は間違つて居るか知らぬが、日本の農業に從事して居る女の勞働者が八百萬人、而して女工が六十六萬人以上ある、それから教員が五萬人ある、又工婦が七萬人程ある、或は鐵道とか、郵便、電話、電信に二萬人程の人が居ると云ふやうな、非常なる所の大數を數へて居る。

是等の人々が日本の產業の發達の爲めに、產業の改善の爲めに努力して居ると云ふ事實は、吾々は見遁すことは出來ないのでありま す。

斯の如く大なる女子の群が、產業の中に入つて來たのでございますから、此產業の中に於て、彼等の得たる所の獨立の聲其物が同時に世界に漲り、自由、平等、博愛の精神と相合して、さうして經濟上の獨立と精神上の獨立と云ふ此二つのものと、唯だ良妻賢母に甘じない。尙ほ人間として行きたい所まで行く、自由を味ひ、平等を味ひ、而して溢れる所の愛を世界に於て宣傳したいと云ふ理由は大にあると思ふ。（拍手、笑聲起る）此意味に於きまして、吾々は唯だ一笑に附することは出來ないと云ふことは、丁度彼の英國に於きまして戰爭が始まつて來てどうしても敵はぬと云ふので、「ロイドヂョージ」あたりの人が、或は公債を募るとか、或は食料品を始末するとか、或は彈藥を造ると云ふので、女の勢力を非常に利用した。或は米國に於て幾十幾百幾千の女子の團體が自動車に乘つて「プロパカンダ」をやり、而して非常に大なる活動の結果、米國が未だ曾て有らざる大兵を太平洋の彼岸に送つたと云ふことは女子の賜ではないか。獨逸に於ても、獨逸が彼の大軍を四年も支へたと云ふことは、如何に獨逸の女子が、獨逸の爲めに働いたかと云ふことは歷然として居る。それ故に今日獨逸の帝政が引繰返つて、三十六名の女子の議員が國會に出て居ると云ふことである。さう云ふ狀態になつて居る。之を以ても女の勢力を無視することは出來ないと私は思ふ。

然るに諸君、日本はどうでありますか。女と云ふものは彼の小乘教の佛教に於きましては、女は女子と云ふ「子」が附いて居ると云ふので抑付けて居る。基督教に於ても、舊教に於ては女は一種低いものと見て居る。「カイザー」の皇后「カイザリン」は女と云ふものは家に留つて居なければならぬと云ふことを度々言つたが、一元論者の「モリスヌテンブン」が之に反對して、女は斯の如き者ではない、女は驥足を伸ばして宜いと云ふ論を以て對抗したのでありますが、女は家庭にばか

り閉籠つて居たら宜いと云ふ思想と、社會に出て働くと云ふ思想が、日本に於ても段々軌轢を生じて來るのではないかと思ふ。そこで女子も亦此政治上の自由、或は參政權、或は政治上の結社、或は政治上の集會に於て、演說をしたり、聽いたり、討論をしたりすることを許して吳れと云ふのは世界の大勢である。私は是は惡い方に向つて居るのではない、善い方に向つて居るのであると云ふことを確く斷言したいと思ふのであります。諸君、英國は納稅主義を以て立つて居つた國でありました。所が女の戶主には之を與へなかつたと云ふやうな事例がありまして、非常に女の選擧資格を有つて居る者の議論が囂々として鳴つて居つたのであります。所が日本に於きましては、男の普通選擧が施かれましても、女の戶主權を有つて居り、同じく直接國稅を納めて居る所の者には、少しも此權利が無いと云ふことになつて居る。或は又良人が病氣で、女が代つて擔當して居ると云ふ人々に、集會の自由結社の自由も許して ないと云ふことになつて居る。さう云ふ工合で直接に利害關係を有ながら、女であるが爲めに選擧權を有たないと云ふことになつて居る。

又今日は運動員であると云ふことを許して居つて、私も女の人の御蔭で或は一部擧つたと謂うても宜しい。如何となれば熱烈なる人が子を負うて、而も終日終夜大に我が爲に運動して吳れたと云ふことは私のみではありません。又諸君の中にも多々あると思ふ。私の爲めにも非常に女の人が働いて吳れた。私共の友達の或人に非常な女の運動員があつて其人の如きは、政談演說に女は入ることが出來ないので、法被を著て、男の風をして演說を聽いたと云ふ話であるそれまでやつて居ると云ふやうな事實があるらしい。それから衆議院に於ては女の方も大分來て居らるゝが、女の方に澤山聽くことを許して居る。而して最も必要な國務を聽いて居ることが出來るが、併ながら此範圍は極く狹小である、極く僅かな人しか聽けない。日本の女と云ふ者は、之を一々聽く所の場が無いと云ふ狀態になつて居る。是では私は迚もいくまいと思ふ。諸君、女はそれでありまから、どうしても其權利を有ちたいと云ふのは明なる事である。それは決して惡い事でないと思ふ。

諸君、彼の西伯利亞に持つて行つて出兵致しました、西伯利へ持つて行つて出兵したと云ふことは、其内閣の責任であるかも知れない內閣の失政であるかも知れない。尼港の虐殺はどちらが惡いか知りませぬが、諸君、私は日本の陸海軍が惡 、政府が惡いと一寸思はれる。所が其所へ持つて行つて子を送つて居る、子が殺された、軍人が殺された、其總勘定結末を誰が著けるかと云ふと、母とか兄弟とか妻とか云ふ者が、最も眞の帳尻を精神の中に於て著けるものではないかと私は思ふ。

故に諸君は七百とか八百とか言はれるか知りませぬが、家庭に於てどの位ゐ犬死でないにした所が、斯の如き慘劇な目に遇つたと云ふことは、如何にも殘念だと云つて、死ぬまで忘れることの出來ないのは、母なり妻なり娘であると私は思ふ。詰まり諸君の失政、諸君の惡い仕事と云ふことは分らぬけれども、結局女に返つて居る。或は風邪が流行して衞生が達しない、澤山な人が死ぬと、一番死骸を片付ける者は女である。或は諸君が物價を騰貴せしめて、放慢なる政策を執つて少しも顧みないで居るが爲めに、物價が騰貴して居る、食

ふ米が無い、物も買へない、馬鈴薯に胡蘿蔔を食つて居る、民力を涵養する爲めに麥飯を食へと言はれて居る、それは誰が受けるのであるかと云ふと、其結末は女が受けなければならぬ。さう云ふやうな意味に於きまして、諸君は國家々々と言はれるが其引受ける人は常に女である。然るに女は何等政治も聽くことが出來ない、或は政談演說に出ることが出來ない、或は投票することが出來ないと云ふことになつて居る。例へば是は嚴しいか知らぬけれども、女の藥劑師が、此所で以つて醫藥分業の問題が起つても、それを聽きに行つて自己の意見を吐露して表決に加はることが出來ない。所謂職業の上にまで大なる壓迫がある、さう云ふことでは、日本帝國は旨く行けないのであるから、吾々は常に之を憂へて居る一人である。彼の「ウォーズウォース」が言つて居る。彼は詩を作つて居るが、其詩が何處の人の腹、頭、心臟を射つたか分らぬ、一つの矢を放つたが諸君は何處に在るか知らない、三年四年經つたら、或る樫の上に矢が立つて居つたと云ふことを見た。諸君よ、吾々は內閣諸公が、もう二月も經つたら辭職されるかも知らぬ、併ながら其辭職した後で、其痛みを受ける者は卽ち國民の大半である三千萬人の女である。何も知らぬ者が其失政に中つて、其胸を傷けて居る人でないかと思ふ。故に私は原さんでも、大に此點に於て注意しなければいけないと思ふ一人であります。

諸君、私はさう云ふやうな意味からして、女と云ふ者を今日は最も尊重致しまして、唯だ諸君は子を取る爲めに之を用ゐるものではない。諸君が此女と云ふ者の人格を認めると云ふことが、最も必要だと思ふ。男尊女卑の思想を倘ほ今日翻さずして、諸君が十分に眞面目を缺いて居るからと云ふことも、さう云ふ點から來て居るのではないかと思ふ。

諸君、私は女子と云ふ者が、果して家庭ばかりに居らなければならぬものであるかどうかと云ふことの吟味は爰に長々と致しませぬけれども、私は女子も矢張政治的の能力を有つて居る者と思ふ。或者が言ふて居る、彼の「ピヤノ」を拵へるのは男である　女は唯だ使ふばかりである、音樂の天才は是まで女に出て無いのであります。是は事實である、後來は私は分らぬが、是まではさうである、或は繪畫の天才は女に無い、或は建築の天才は女には無いと云ふやうな狀態である、故に是までは女を壓迫して來たのが、自然法に從つて女がさう云ふやうな弱點を有つて居つたか分らぬ。併ながら私は或る程度まで、自然法が斯の如く然らしめるのであると云ふことを虞れる一人であります。併ながら、女は音樂を解することが出來ない繪畫を解することが出來ない、美術を解するこゝが出來ない、建築を見る頭が無いかと云ふとさうではない、普通の人のやゝやうな音樂はやるのであります。故に是等の人が音樂を奏で、或は繪を描かうと云ふことは是は當前の事である。而して諸君は唯だ單にそればかりでなく、數學の上に、或は天文の上に或は物理の上に於て、「エキザクトサイエンス」の科學に貢獻したことは、尠くないと云ふことは確實である。女は綜合的でないけれども、非常に穿鑿的である、唯だ深くして廣き所に渉る性質を缺いて居るやうに思ふ。併ながら敎育されるに從つて、其廣い所のものに同情し、廣い所のものを理解し、廣い所のものを間接に行ふ所の能力が段々出來て來るのではないかと思ふ。

或は教育に於ても、是は十分にやるならば或は社會の交際に於ても、或は「インターナショナル」的に世界萬國が互に共通することになれば、一層私は宜からうと思ふ。殊に英吉利の女は非常に「インテレクチユアル」であるのは、非常に英吉利の社會が然らしめたものではなからうかと思ふ。故に私は女と云ふ者は非常な廣い意味に於て天才は發揮しないけれども、或は私は矛盾であるか知れませぬけれども、歴史の語る所を見まするど、政治上に却て天才を有つて居る。彼の「カタリナ」の如き、「マリヤテレサ」の如き、「エリザベス」「ク井ンビクトリヤ」の如き、或は畏多いながら我が今上皇后陛下に於かれても、矢張此大なる所の政治上の天才が閃いて居られると思ふ。

是は何故かと云ふと私は分りませぬけれども、女は我子を何人と育てる、是は一人を愛して一人を愛さないのではなく非常に子を愛すると云ふ「インスチンクト」を有つて居る。さう云ふ一つの本能を有つて居りますから、其本能から導かれて矢張政治が出來るのでないかと思ふ、併ながら私は、女は第一流の政治家であると云ふことを斷言しませぬ。けれども是だけの事を申述べて、諸君の御考慮を願ひたいのであります。それでございますから。女を政治に參加させると云ふことは、非常に危いと言はれるか知りませぬけれども、私は決してさうでなく、女は寧ろ保守的である、保守的でありますから、女を社會の中に入れると云ふと、却て危くないと云ふ事實がある。彼の倫敦の大僧正の如きも、女に參政權をやらなければならぬと言はれた。私はさう云ふ意味に於て女に選擧權を與へると云ふことは、決して危いことではないが、今日は尙ほ男に普通選擧を與へない時代でありますから、先づ第一着に私は女の結社を認めて、女の集會に列席することを認めることが最も策を得たものである。原首相の漸進主義から云つても、最も肝要適切のものでないかと思ふ、原首相は女にも選擧權を與へなければならぬと云ふことに御同意があるならば、尙ほ男子の選擧演說を聽かせてやると云ふことに御反對が無からうと私は思ふ。實は原さんに問ひたいが、今日は御出になつて居ない。

どうか諸君、斯う云ふ意味に於きまして、社會の漸次に進歩する際に於て或は、社會の連帶責任に於ても、共同的に社會を進めて行く上に於ても、政治は殺風景である、非常に殺風景なる所の此時代を取去ると云ふことは、矢張女の美とか愛とか云ふ發現に依て諸君の一部が善くなるのではなからうかと思ふ。諸君、列國の婦人を私は見まするのに、彼の佛蘭西が何が故に斯の如き大戰に長く堪へたか、私が佛蘭西に行きました時に、其の時にも佛蘭西の女は一言も發しないで默々として仕事を續けて行く。涙を落さぬ所の佛蘭西の婦人の大なる精神は何であるかと云ふに、昔「アルサス、ロートリ

ンゲン」を獨逸の爲めに取られた、之を彼等に支配されることは國辱である、人道の上に反すると云ふ思想が、此佛蘭西の國民の婦人の中に泌入つて居りますから、戰爭の間斯の如く長く堪へたのであると私は思ふ。又英國であります、英國は世界に冠たる國であります。少くとも英國の名譽を汚してはいかぬ、「ネルソン」の名譽を汚してはならぬ、「トラファルガー」の名譽を汚してはならぬと云ふ所の思想、而して我が英國民が世界を支配するのであると云ふ思想が、英國々民の腦髓に泌込んで居るから、私は英國が强かつたのであると思ふ。或は米國の婦人が斯の如き犧牲を拂つてやつたのも、何であるかと申しますと、自由と平等と博愛の爲めに、野蠻的軍閥的官僚を打破しなければならぬと云ふ思想が、亞米利加の婦人の胸に、刻付けられて居つたのでないかと思ふ。

諸君よ、彼の武士的精神は、昔日本の封建時代に武士なる者があつて、武士の母、武士の兄弟は、此封建的、此武士的精神の結晶であつたのでありますからして、其夫を諫め、其兄弟を諫め、其子弟を教へて、さうして大に此封建時代に於て缺くことの出來ない所の一種の武士道の精神を表示したのは、亦此女子が大に與つて力ありと思ふ。然るに諸君今日我が日本は、母親が家で非常に人を可愛がるけれども、鳩山君のやうな人は少い、(笑聲、拍手)鳩山君が恐らく私は、日本で最も幸福なる一人であると云ふことを思ふ者である。何故かと云ふと、家に母あり妻ありて、政治的活動の爲めに大に集中することが出來るから、鳩山君は、決して喋々喃々として此處で喋舌られないのは、其爲めでありませうか(拍手、笑聲)私は內に於て、「ブレーキ」があつて、さうして吾々が軌道を脫しないやうに旨く導いて吳れたならば我が帝國は斷じて諸君の如き――鳩山君の如き人が多くなつたならば、もう少し紳士的に行くのではないかと思ふ。

然るに今日は――私は非常に母の厄介になつた者でありますが、どうも一つの缺點は、母が政治と云ふものを心得て居なかつた。併し是は彼等の罪ではない、寧ろ日本帝國が女子に向つて、汝は家庭に在りて妻たれ、良妻賢母たれと云ふことは敎へるけれども、國家の一員として、良き國家を作る爲めに奮鬪努力せよと云ふことを敎へなかつた。それが爲めに今日吾々が此處へ來て、國家的信念の燃えないと云ふことは是が一因でないかと思ふ、斯の如き事では――詰まり今日は成金輩が多くて、金儲の爲めに議場へやつて來て惡い事をすると云ふのは、母が吾々に向つて國家の爲めに盡せよと云ふ信念を、幼い時に植込まなかつた結果に外ならぬと思ふ。昔「ビスマルク」が幼い時に母に抱かれて居つた其時に、血塗れになつた所の武士が――佛蘭西から逃げて來た一人の武士が血塗れになつて入つて來たのを母が匿した。さうして「ビスマルク」を抱きながら其武士に盡してやつたと云ふことが、後年「ビスマルク」をして、大に愛國心を起さしめた所の本であると云ふことを、專ら獨逸では言つて居る。吾々は母が如何に大切なものであるかと云ふことを、能く知つて居る筈であるに拘らず、今日此立憲的精神に滿ちて居る所の母を見出さないのは、母其人の罪でなくして、日本帝國の人々が女を

内にすつ込んで居れ、女は唯だ飯を焚いて、兒を產んで、さうして老後を見てやれば宜いものだと云ふやうな、固陋の見解を以てした罪である。斯樣な見解を以てしては、到底五大國の一として各國と競爭して、國際聯盟を結ばうか結ぶまいかと云ふ今日、或は今時復た復た戰爭がおつ始まらないとも限らぬ、さう云ふやうな場合に於て吾々が急に慌てふためいて日本の女をぞろ〳〵連れて行つた所が、何等役に立たない吾々は今の時から大に奮鬪して、さうして女子に對して組織的秩序訓練を大に施さなければならぬと私は確く信ずる者でございます。

私は日本の現代の女が色々な法律上、或は刑法上或は民法上、或はそれを行ふ上の裁判官、或は色々の工場主、資本家或は上長の人々から、非常なる壓迫を蒙つて居ると云ふ歴史を知つて居る。而して日本は結婚問題に於きましても、女に對しては殆ど專制主義である、民本主義でない親が勝手に定めてしまうのである。而して又忌むべき惡い職業の選擇をも餘義なくされて、彼等が呻吟して居る事實は諸君も見て居るではないか。或は又色々な點に於て女子が——或は男子と同じ樣に働きましても、僅に男子の三分の二しか賃銀を貰へないと云ふやうな、依估贔屓が女子の上に行はれて居ると云ふことは、看過すべからざる所の日本憲政の汚點でないかと思ふ。其他日本は一切男が外へ出て氣儘勝手な事をして、勝手氣儘な法律に依つて女子を困らせて居つて、さうして自身は知らぬ觀音をやつて居る。斯樣な事は立憲國の民として吾々は非常に愧づべき事でありますけれども、人々が之を愧ぢないと云ふのは、日本には卽ち善を愛し眞を愛し、美を愛する所の精神が無いからではないか。詰まり力を以て壓迫する官僚軍閥が起つて居るのも、人權蹂躪事犯が起るのも、是等の色々な者が寄つて集つて其處に流れて行つて居るのではないかと思ふ。

前に私は戻りますけれども、富士の山とも譬ふべき所の、雪を踏み、眞如の月を戴いて、眞理の探究に從事しなければならぬ、此の富士の山巓に於きましても、言論を壓迫し、少數黨に物を言はさないと云ふやうな雅量の無い、眞理を愛さない所の議員が多數を制して中央黨を形造つて、獨逸の中央黨と同じ樣な狀態であることは、私は實は慨嘆に堪へぬのであります。(拍手)

そこで私は——私はどうか——東洋には女が四五百萬人少かつた、歐洲に於ては四五百萬人女が多かつた。然るに今度は歐洲に於いては、戰亂の間に人が殺されましたから、千四五百萬人女が多くなつて來た、東洋に於ては四五百萬人足らぬのである。所が幸にして日本は男女の數が合うて居る、所が社會の發達するに從つて女は、男よりも其數が殖えて來るならば、斯う云ふ場合には女の問題が頻々と起つて、諸君の耳朶を衝く時が來るであらう。或は小學校教員でも、非常な勢を以て女子の教員が段々殖えて來ると云ふやうな狀態になつて來はしないか。男女共學の結果は、女子の教育も亦之を高からしめることが出來て、或は其女子の活動の範圍は、地方行政よ

り中央行政に及び、國政の上で局長次官が女に於て占めなければならぬ、或は衆議院の副議長が、遂に女に於て占められると云ふやうな事が無いとも限らぬ。（笑聲）私はそれまで隱忍して、それで宜しいものでありませうか、吾々は常に社會の狀態と云ふものを――社會の趨向と云ふものを見なければならぬ。

諸君、私は女子に參政權を今此時から與へよと云ふ者ではなくして、私は今日男子の丁年以上の者に選擧權を與へよ、普通選擧を斷行せよと云ふ者である。而して之と同時に女子に向つても、集會或は結社の自由を認めて女子も矢張人間である、三千萬人を形造つて居る所の日本の忠良なる臣民である、陛下の赤子であると云ふことを思うて、是等の弱い者を虐げるのでなくして――「デモクラシイ」と云ふものは、唯だ均一と云ふばかりでない、平等と云ふばかりでない、弱い者を助けて之を平等に穩健に之を迎へて行くと云ふことが、「デモクラシー」の本義として、是が日本帝國に必要であると思ふ諸君、私は彼等も日本帝國臣民であると云ふことを、議員諸君が殊に此點に注意せられて、唯だ弱い者を壓迫して快を取ると云ふことなくして、日本帝國の臣民である、日本帝國に於て三千萬人を形造つて居る所の臣民、此臣民の爲めに盡されたい。男と云ひ、女と云ふも、「モナーデン」である。（「簡單々々」と呼ぶ者あり）一の靈子の活動に過ぎない。（笑聲起る）

故に吾々は唯だ外形を見て、三圓以上の者には與へるけれども三圓以下の者には與へぬとか、或は女には集會の自由、或は結社の自由を與へぬとか、さう云ふやうな刻んだやうな事をせずして、大國民の態度を以て世界と步調を保つて行くと云ふ上に於て、諸君が內に於ては男女協力し、外に向つても――女の代議員を勞働會議に出して居るやうな今日であるから、外に向つても大に男女協力して、世界の上に我が日本帝國の光輝を增さなければならぬと思ふ。殊に原首相は、亞米利加と親善を結ばなければならぬと言はれるけれども、內に於ては女子を虐げてどうして外に對することが出來るか。其言ふことは奇麗だけれども內容が空疎であつては日本帝國の宰相たる所の値なしと私は斷言して憚らぬのである。

諸君はどうか此案の提出の意味を善く諒解せられて、私の言うた末節に拘泥することなくして、女子に政治上の集會、竝に結社の自由を與へられたい。我が日本は今日混沌たる時代である。暴風將に來らんとする時代でございますけれども今や此輝いたる所の太陽は、東から出でんとして居る。此新機運の改造の天地に於て、女子を大に優待し其人格と自由を認めて、彼等の發達は卽ち諸君の娘、諸君の孫、諸君の子々孫々の爲めではなからうかと思ふのであります。故に私は此長時間諸君の前に在つて、斯の如き言を吐いて、諸君を煩したのでございますけれども、どうか其意の在る所を察せられまして御採擇あらんことを偏に願つて已まぬものであります。（拍手起る）

裏道から婦人運動へ

平山信子

『女は弱し、されど母は強し』とはローマ時代の昔から言ひ古された言葉であるが、寔に意味深長な千古不磨の名言である。何と云つても肉體的には女は男よりも弱い。隨つて物事に對して恐怖心を起す事が男よりも多い。夫れであるから女は餘り冒險などを好まない。然しいざ我子の爲とならば、泳ぎも知らぬ身ながらに狂亂怒濤の眞只中に飛込む事も敢てする。生命を棄てるは未だ易い事であるが、生きるは死ぬより更に遙に辛い場合もあるものを、子故に堪へがたい苦しみと戰ひつゝ生存ふる母もある。母なればこそと男も女も等しく驚嘆するやうな偉い大膽な所業を女に見る事は決して少くない。嗚呼實に『女は弱し、されど母は強し』

けれども此の言葉の意味を只之れ丈けに解釋するのではまだ不充分である。私は之れを社會的に婦人の力は寔に弱い、けれども母の力は又意外に強いものであると、廣い意味で母たる婦人の社會的の働きを表はす格言であらしめたい。

成る程色々な既成の婦人の社會事業を見るに、決して男子に劣らぬ熱心と手腕とを以て始められた事業でも至つて振はない。温い優しい婦人の獨特の事業とも云ひたい慈善事業に至る迄も、男子の企てるそれと較べては至つて効果が著はれて居ない。況んや今迄女の關す可きものではないと考へられて居た參政權運動の如きものに對しては、如何に婦人の力の弱きものであるかを見よ。英國に於てさへも、女子が參政運動の旗擧げをしてから丁度百年目で、而も其百年間には多大の尊い犧牲を拂ひ、幾多の難關を切拔けてやつと參政權を得たのではないか。

斯樣に婦人の社會事業の成績が擧らないのは色々な理由

もあらう。然し要するに既成の社會は、肉體的强者が弱者を抑へつけて之を自分の便宜の爲に勝手に使役した時代、即ちmight is right——力は正義也——が當り前の事として實際に行はれて居た野蠻時代から今日迄、永い間因襲的に築き上げられて來た社會は、正義、人道、自由、公平が一部先覺者の間に唱導せらるゝやうになつた今日に於ても尙未だ々男子の爲に最も都合の好い社會である事は免れない。男子にのみ都合の好い社會で女子の事業の振はないのは止むを得ない事である。況んや一方に都合の好い社會を、他方が其の中に在つて之を改造しやうと云ふ時に其の事業の困難な事は論を俟たない。斯樣な現由で社會的に婦人の弱い事は止むを得ないのである。

社會改造の近道は其社會の構成分子其物の改造でなければならない。是をよく爲し得るものは母である。母の强みは其處にある。何々會、何々聯盟等云ふ表だつた團體事業を社會運動の本道とすれば、母としての社會改造事業は其の裏道である。

抑婦人問題としての教育と言へば、大抵女子教育丈が持出される。即ち女子を如何に教育すべきかと云ふ點丈に力瘤を入れて居るけれども、女子が如何に子女を教育すべきかの問題には餘り觸れて居ない樣に見える。勿論前者も大切な事ではあるが、後者の大切なことは決して前者に劣りはしない。而も女子の教育は餘りに多く問題にせられて居るのであるから紙數に限りある本誌に於て此の問題に就いて詳述するよりも、夫れは他の場合に於て論ずるの機會を待つ。當面の重要な問題は、男子を如何に教育し、訓練すべきかと云ふ事である。母たる者が此問題をもつと〳〵深く考へたならば、婦人に取つては立つ瀨のない樣な現社會が、必ず全く改造せらるゝ日の遠からず來る事を私は信じて疑はない。

今日の我國の男子は大體に於て婦人に對して餘りに不親切である。餘りに利己的であり無禮であり又橫暴である。婦人ばかりでなく、一般の弱者に對しても亦餘りに冷淡である。甚だしきは might is right を昔の儘に何處でも振舞はして威張つて居る。

手近な例は東京の電車の中でよく見られる。まあ電車は現今の社會を煎じ詰めた樣なものであるから。例へば老人がやつと身を支へて立つて居ても、子供を抱いた纖弱な婦人がよろけさうになつても側らで大の男が知らぬ顏で兩脚を擴げて二人分の座席に納まつてる醜態、込合ふ電車の乘り降りに喧嘩づくで弱い者は突きのめしても先きに乘らなければ承知しないと云ふ野蠻な振舞などは每日見せつけられる事である。尤も婦人と云つても座席を讓つて貰ふ必要のない者もあれば、又其の樣な好意を受ける資格のない者もある事は承認しなければならない。最も情なく感ずる事は婦人を眼の前に置きながら、聞くに堪えない野卑淫猥な話を大きな聲でして居る男もあれば、夫れを面白がつて聞きながら一緒になつて大笑して居る不作法な者もある事である。道を歩いて見ても、か弱い奥樣に重さうな包みを持たせて自分は煙草を燻らしながら悠々濶歩して居る旦那樣などは外國ではあまり見られないさうである。何と云ふ文明人の恥

辱であらう。

斯ういふ男子に向つて婦人にも參政權を與へよとせがんだ處で、又婦人に不利益な法律――實は男子にだつて利益な筈はないが――を改正して欲しいと賴んだ處でさう容易に聞いて吳れ樣筈はない。斯う考へて見ると我國の男子と云へば皆劣等な者ばかりの樣に思はれる。併しさう斷定して仕舞ふのは實は餘りに氣の毒な理由がある。總じて從來の我國の男子は婦人を遇する禮儀や弱者に對する道を敎へられては居ないのである。讓るといふ事は何處の家でも女の子に許り矢釜しく敎へられて、男の子には要のない事の樣に、餘り敎へられては居ない。

男の子と女の子と喧嘩でも始めると、大抵のお母さんは、

「なんですね、お前は女の癖に男の子にかまつたりして。女といふものは男には勝たれないもんですよ。男に勝たうとするのが大體間違つてます」

などゝ、未だ振分髮の中から女の子には宿命的に屈從を敎へて居ながら、男の子に對すると、

「坊やは偉いんぢやないか。何です女の子なんかに虐められて負けて居られますか。大きくなつたら大將になつて弱蟲共を片つ端からみんな劍で切つて仕舞ふんぢやなかつたの」

と煽てゝは、いたいけな幼兒の中から偉がることばかり敎へて居る。女の子なら何の意味やら分らない中からせゝつこましい禮儀の形などを矢釜しく敎込んで、恰で(まる)小母さんを縮めた樣な子に育てながら、男の子は亂暴な位がいゝ、不作法なのが當り前だなどゝ言つては、少つとも人に對する作法などを敎へ樣とはしない。

斯うして育つた今の男子の中にも尙ほ社會道德や紳士の作法を心得てる人のあるのは寔に殊勝なことで、眞人として踏むべき道を自らの努力で探し求めて進んで行くさういふ紳士こそ本當に奇特な人と言はなければならない。並の男子は矢張り敎へなければならない。敎へずして冷評惡罵するのは實際婦人の側でも不親切な譯である。

十歲許りの金髮の男の子が、姉さんやら妹やら餘り年の違はない白エプロンの女の子と喧嘩をした。男の子は癇癪を起して女の子を打たうとした。此の容子を見附けたお母さん、

「ローイや、お待ちなさい」

と靜かな而も嚴かな聲で呼止めて、靴音忙しく其子の側へ步み寄り子供の肩に手を掛けて、

「ネ、ローイや、男の子と女の子とで何方が强いんでしたつけ？」

と問を掛けるとローイさん得意になつて、

「男ぢやありませんか、母さん」

と答へる。

「其通りです。所でね、强い者が弱い者を虐めるのは名譽な事でせうか」

又問はれたローイさん、少し赤くなつた顏を下向けて、

「恥(シエーム)です」

と答へる。お母さんは此の機會を捕へて、言葉柔かに人道に根底を置いた强者の道德を泌々と說いて聞かせる、と云つた樣なのが西洋の賢いお母さんの敎育法の一端である。

つい先頃或る西洋人の家庭へお茶に招かれた。其處には數へ年九つと七つの腕白盛りの男の子が二人居る。私達の相手として客間に出て居た此の兩人は少々燥(はしや)ぎ出して腰掛から飛つこをやり始めた。ドタン、バタンと云ふ音に驚いたお母さん何と云ふかと思ふと、にこ〳〵しながら、

「オヤ、あなた方は今日は御婦人方の御相手だと云ふ事を忘れた樣

ですね。お婦人方はさう云ふ荒いつぽ事はお嫌ひですよ」

と、さう云はれた丈で兩人共極り惡さうにニヤ〳〵しながら飛つて居た七つの子が、一寸置時計を見るなりあはたゞしくお母様の側へ行つて、

と、さう云はれた丈で兩人共極り惡さうにニヤ〳〵しながら飛つとは全然止めて仕舞つた。何と云ふ美しい事であらう。

夫れから暫くして、自分の名前などを書いて得意相に客に示したりして居た七つの子が、一寸置時計を見るなりあはたゞしくお母様の側へ行つて、

『お母さん、もう四時です』

と耳元で囁いた。私共の參考にとて子供の衣類などを擴げて見せて居られたお母さんは直ぐ立つ事が出來なかつた。すると其子が二度も三度も偲び足でやつて來ては、二分すぎた、三分すぎた、もう五分すぎたと勿體らしくお母様を急き立てゝ居る。何かと思つたらお母さんが豫め四時にはお茶を出すからと子供達に云つて置いた爲だと解つた。あんな少さい中から時間の觀念をやしなはれて居る人達なればこそ、一時に始めると云ふふれ込みの會などが、二時になり三時になる様な事は決して無い筈である。

いよ〳〵茶菓となると、此二人はいそ〳〵としてお菓子を運んでは客にすゝめた。しとやかに、手際よく、そして十人からの客に手持無沙汰の無い様に落度なく。そしてお客の給仕が濟んだ後、二人は大人しくテーブルの片隅に陣取つて、お母様から下さるお茶とお菓子を嬉しさうに食べ始めた。

幸福な子供等よ、斯う云ふ教育を受けてこそ、成人しては他を省るの餘悠があり、人に對する禮儀を心得た、そして人道的な文明の紳士となる事が出來るのである。お山の大將式に育て上げられた男子に向つてさうなれと望むのは無理である。寧ろ可哀相である。どうしても先づ母たる女の腕で上等な紳士を育て上げねば上等な社會は生れない。

何故食卓を司る母親が、おこげの澤山出來た時お花や自分のお茶碗と同じ様に、太郎や次郎のお茶碗にもそれをつけてやらないのか。太郎とお花をお使ひにやる時に、太郎は男で身體が強いんだから荷物は太郎が持つ様にと敎へるのは難しいことなのか。假令夫れが因襲に逆ふ事であらうとも、若し正義人道に合致する事ならば、賢い母は思ひ切つて左右云ふ風な躾方をすべきであらう。息子を連れて電車に乘つた母親は、婦人とか老人とか、又は重い荷物を持つた人とかゞ乘つて來て、座席の空いて居ない時、息子に席を讓る事を敎へる處か、人の爲に立たうと息子が殊勝な心を起した時にさへ却つて息子の着物を引張つて、

『立たなくともいゝよ、掛けてお出でよ』

と云ふ母親の澤山ある世の中だから、其罰で母親自身も人から座席を讓つて貰へない處か、自分の息子にさへ冷淡にされる様になつて、何時迄たつても浮ぶ瀬のない境涯に沈んで居なければならないのである。

序でに中學校の先生方に申上げたい。せめて生徒と一緒に電車に乘合はした時ばかりでも、婦人や老人や、大きな荷物を持つて立つてる者に自ら席を讓つて、社會道德の實例を示して頂きたい。敎室で社會道德の修身講話を一ヶ年間聞かせられたよりも、一回のこんな小さい實例の方が遙かに効能がある。

例を擧げれば數限りがない。然し萬事斯う云ふ方針で子供

の教育をして行つたなら、氣長な様な話だけれども次の時代の社會は、か弱いながらも此の女の腕で立派に改造せられるではなからうか。母の强みは其處にある。進む道こそ異つても婦人運動への大きな援助である。吾人間として社會人類に對する最も偉大なる貢献でなければならない。『女は弱し、されど母は强し』の眞意を此處に見出さなければならないのである。所謂婦人運動の陣頭に立つ事の出來ない境地にある婦人でも、人の母たる人や、母に準ずる教育者たる婦人は、自分の特權を自覺し、斯樣な最も偉大なる社會奉仕の機會をしつかと捕へて、勇敢に不合理不公平な因襲の砦を攻め破り、終に戰無き和樂の郷に、婦人も眞に曇りなき人生を樂しむ日の一日も早く實現せん事を私は切望して止まない。

——(九・十一・十)——

兒童の不良性と家庭

山田わか

社會問題のかまびすしい此の頃、流石當局に於ても社會の病源の那邊にあるかと云ふことに氣付いて來て、曰く『國立產院設立の計畫』曰く『兒童保護の施設』曰く『不良性兒童の保護機關急設の必要』などと云ふ聲を擧げて參りました。もう一步進めば母性保護と云ふことになりますので、常に母性保護の必要を考へて居ります私にとつては希望の光りがかすかに見へて來たような感が致します。

最近の警視廳の調査によりますと、未來の犯罪者、怠惰者浮浪人の卵、未來の社會を毒し、國家の重荷となる不良兒童の數は東京府だけで約二萬六千人あると云ふことです。旣でに不良になつてしまつた兒童の保護、及び監視は決してゆるがせにしてはならないものでありますが、同時に不良兒の發生を未然に防ぐことが又肝要であります。そしてそれには先づ第一に不良兒の發生する原因を究めて置く必要があります。

不良兒の出來る原因は社會組織の不備な點にも勿論歸することが出來ますが、併し、其の最大なる、そして、最近因は子供の親が親として全く無資格者であるからであります。何故なれば、家庭の空氣が子供の習慣と性格を造るものであり、そして其の家庭の空氣の質は、徹頭徹尾兩親の性質によ

つて定まるものでありますから、兩親が親として無資格者であるならば善良な子供が出來るわけがありません。父が平氣で噓を云ふ男ならば子供が噓を云ふのを普通なことゝ思ふのは自然であります。母親が淫奔であるのに娘が道德的である筈がありません。兩親が非宗教的であるならば子供は宗教を馬鹿にします。

子供の習慣の大部分は十歲迄に出來てしまいますが、十歲迄子供をつゝんで居るものは今も云ふ通り全く家庭の空氣であります。

又、今の親が子供の時分には誰も何とも思はなかつたような事柄でも、今日に於ては其れが非社會的なものとされてゐることに今の親は氣付いてゐなければなりませんが、同時に、子供の精力は其れを表はす充分な範圍を持たなければならないことも兩親は知つてゐなければなりません。生命や財產に害を及ぼすような無茶な精力の表し方を許してはなりませんが、併し無害な、そして有益な精力の表し方はいくらもあります。

自由な、そして、美しい家庭の空氣につゝんで置いて、そして、指導よろしきを得れば子供は驚く程善良になりますが、それだけ、又不純な空氣の中に放埒にして置くならば、驚く程不良性を帶びて行きます。

家庭の破壞も亦不良兒を出す重要なる原因でありますが、この家庭破壞は兩親或ひは片親の死か、或ひは離婚か、或ひは又、二親のうちのどちらかの逃亡と云ふやうなことであります。そして、この離婚又は逃亡は大抵の場合既でに兩親の不良性を現して居るものでありますが、そうした兩親の不良性は子供の不良性を一層大きくして行くものであります。親の不良性が家庭を破壞し、子供は不注意に家庭の外にほうり出されます。其の結果は既でに父母の家庭に居た時分から持つてゐた不良性を益々大きくして行く計りであります。

或ひは又片親失つた子供は往々繼父又は繼母を持たせられます。これは子供のために決して好ましくないものであると云ふことは世間に餘まり多くの例を見ます。米國の調査によると七五七五人の不良兒のうちで二割五分から三割五分迄は兩親が離婚してゐたと云ふことであります。

圓滿な家庭のない不幸な子供のうちでも最も不幸なのは私生兒であります。私生兒は多くの場合母の私生兒であつて父がありません。そして、母と共に居るものは少なく、大抵は親類か又は他人の世話になつてゐます。そして、殆んど例外なしに不良性を帶びて行きます。或る專門家の話によりますと、佛蘭西の感化院に於ける四八三八人の不良兒のうちの四三二一人迄が私生兒だつたと云ふことであります。則ち八割九分以上が私生兒であつたのです。

不正直や小盜みは不自由をさせられてゐる結果であるこ

とは充分證明されてゐます。又、無制限に金を持たせるのも不節制に流れるもとゐです。勞働させられてゐる子供が給料の全部を親に提供するように命ぜられて其のうちの小部分でも自身に使ふことを拒ばまれてゐるならば、子供は自分の賃銀が増した時に其れを親にかくしてゐると云ふ例はいくらもあります。最初の賃銀と増加した賃銀との差を子供は自分の小使ひにするのです。かう云ふ風にして不正直な習慣が子供の道德的纎維の中に植へ付けられてしまうのです。

　親の不節制や怠惰や乞食根性や竊盜性は直ぐ子供の性質に移つて行きます。子供が勤勉に働いてゐる間は其の性癖が隱れて居ますが、彼に怠け癖が付くと其れが直ぐ頭を擡げて來ます。かう云ふような環境に置かれて生活の間違つた標準を持つてしまつた子供は、其の惡癖から脫することが殆んど不可能であります。

　無節制な慘酷な父は妻子を手輕く打擲します。そう云ふ家庭の子供は復讐的になつて慘酷性をズン〱帶びて行きます。或ひは家庭から逃げ出して放浪生活が習慣となり道義心などを痲痺させてしまいます。さう云ふ家庭の父は大抵不規則な仕事をしてゐて、從つて、家庭のために充分な用意をしません。母はフテクサレになります。そして、子供等は兩親の缺點をのみこみます。親の云ふことなどはきかなくなります。良心が痲痺した結果子供は小盜みをするようになります。けれどもこう云ふ種類の親にかぎつて子供の其の行爲を見て見ぬふりをします。たとへば、子供が隣家の薪を一本引きぬいて來たとします。母が其れを自家の燃料の中へ加へます。それは子供に盜みを奬勵することになります。そして、泥棒を養成するのです。子供のまだ全く發達してゐない道德性は、無學な無頓着な兩親の許にあつては一途に墮落して行く許りであります。或る人の研究の結果によりますと、不良兒童の四割二分は兩親が子供を世話しない結果で、二割は惡友の感化で、生來の惡性と云ふのはたつた五分であつたと云ふことであります。

　まだ書き足りないのでありますが、紙數に制限があるようでありますから今度はこれだけにして置きます。

新刊紹介

社會に額づく女（山田わか氏著）

或人が曾て著者を母性愛の讃美者と云つたさうであります。わが婦人評論界の一隅にたてこもつて、氏が常に繰返し々々、次の時代創設の力としての母の愛を高調してをられる事は人の知る通りであります。この書も亦婦人の社會奉仕に就いての、氏の論文大小十數篇を收めたものであります。（定價金貳圓貳拾錢東京麹町區隼町耕文堂發行）

代議士は婦人參政權を何と見るか（續）

拜啓、晩秋の候益々御淸榮の御事と存じ上げます。扨突然乍ら四十四議會の開會を眼前にして、私共は機關雜誌「女性同盟」十二月號誌上にて代議士の方々の左の事項に對する御高見を發表いたし度いと存じますので、御多用中誠に恐れ入りますが、來る二十日迄に折返し御貴答を頂き度折入つて御願ひ申上げます。

一、女子の政談演說會に會同し、若しくはその發起人たる自由を認めることの可否及その理由、又可とするも尙早の場合はその時期を到來せしめる方法手段。

二、女子の政治的結社に加入するの自由を認めることの可否及その理由、又可とするも尙早の場合はその時期を到來せしめる方法手段。

三、女子の參政權を認めることの可否及其理由、又可とするも尙早の場合はその時期を到來せしめる方法手段。

□ 井上角五郎（政）

拜啓御尋之件小生は女子の政談演說會に關係すること、並に女子の政治結社に加入することは相當の方法にて許可可能と存居候參政權に至つては今暫らく考慮致度、右御返事のみ、頓首。

□ 山田永俊（政）

左に御回答申上候。

一、可。

二、可。

三、獨立の夫ある婦人には其必要を認めず家長として獨立の生計を營む婦人には之を與ふるも妨げず。

□ 副島義一（無）

一、婦人方が政談演說會に會同の出來る樣に爲すことには至極贊成に御座候。

二、併し婦人方が政談演說會の發起人と爲り、政社に加入し、參政權を行はるゝが如きことには不贊成に御座候。

三、是蓋し婦人方の智識才能の不十分などの爲に之無、全く分業法の原則に依り度き爲に御座候。政治の實際運動の事は婦人方を煩わさずして專ら男子にて之を負擔し、婦人方は主として家庭を治められ其餘暇あらば社會上の高尙優美なる事業を負擔せられ度候。元より婦人方も政治上の智識は養成せらるゝ事必要なるも、自らは政治に干涉せずして男子を後援し内助せらるゝこと尤も効果多しと存候。

四、從て右三ケ條は尙早とも存ぜず、又其の時期の到來を計る必要も無之と存候。

□ 中山佐市（政）

拜啓

一、女子の政談演說會に會同又は發起人たる事は何等差支無之と認む。

二、女子の政治的結社に加入する事も差支なきものと認む。

三、女子の參政權は時期尙早と認む。

□ 正木照藏（憲）

一、二項とも今日は最早牽束を加ふるの必要なき時なりと思考す。

三、女子の參政權無論認むべきことなれども、これは未だ時期の問題なりと思考す女子自立の途を講ずるが如き之を早めるの方法手段たるべし。

□ 高見之通（政）

一、可、生等此の目的を達する爲めに、治安警察法の改正をなすべく直接間接に努力しつゝある積りに御座候。

二、聞き得る人は述ぶる權利あり。聞くこ

とを欲する以上逃べしむるは當然の歸結と存じ候間、從て結社加入も何等差支なしと存じ候。
三、將來は認むべきも尙早と被存候。之を達する方法は獨り女子のみならず・一般國民の政治教育の完成を期するにありと被存候以上。

□

根本　正（政）

政治は男女の別なく生命財産及權利を保護するものなれば、女子が男子同樣なる權利を主張するは當然の事也。故に歐米は疾に之を實行す。帝國に於いても亦一日も早く其の進步を要す。女子の結社も亦然り。參政權を得る事尙早きと云ふ事なし。是等に盡力する婦人は先以て克己の精神を養成し喫煙等の害毒を排せざる可らず。之を爲さずして正義の活動するも眞の能力を得ず。

□

失　名

一、可とするも尙早。物ごとは次第あり、順序あり、他との權衡あり。各方面に亘り社會の各部に公平なる樣法規の改廢を爲すことを要す。之が爲には先づ貴族院の關門を通過するの用意手配こそ必要と存じ候。
二、三、右同斷。

□

松本　君平（無）

一、可、政治的教養は女子に取りても男子と同樣に大切なる事柄と信ずるが故に。
二、可、既に政治的教養が女子に取つて大切なる事柄でありとすれば、女子が政治的に活動する事が必要であり、且つ正しき事でなければならぬから
三、可、國家社會を構成するものは男のみではない、選擧權は能力ある人を以て基礎としなければならない。そうして女子も能力ある人として取扱はれなければならないと信ずるが故に。

□

野村　嘉六（憲）

一、女子の政談演說會に會同し、若くは其發起人たる自由を認むるは當然と思ふ。理由は女子に關する立法事項多き今日政談に關係なくして、自己直接の利害を判斷するは六ケ敷ことに候。安寧幸福は男子の占有にあらず。
二、第一に對する小生の意見より當然演繹し得可きことゝなり。
三、女子の參政權未だ早し、未だ政談に對して充分自由を得ざる今日、直ちに參政權を得るは理に奔りて實を顧みざるものと被存候。

□

矢野　丑乙（政）

拜啓陳者十一月十日附を以て御照會の件左に回答致候也。

第一、可とするも尙早なり。
理由、女子の修養未だ足らざるを以て、男子は勿論女子自身の輿論之れを尙早なりと自認するものと認定するが爲なり。
到濟方法、女子教育を盛にし、修養を積み、社會的活動をなし、演說會を盛にし輿論を一層興起するを要す。
第二、第三、同樣なり。

□

高橋長七郎（政）

拜啓折角のおたづねに對しおはづかしき次第に候へ共、この重大問題に明答すべく私の研究が未だ成つて居りません。隨て提供す可き考案もありませんので乍遺憾御斷りを申上げます。何卒不惡御憫察を願ひ上げます。

□

永井柳太郎（憲）

一、女子が政談演說會の發起人又は傍聽者たるは當然にて、之を禁ずべき理由を知らず。
二、女子も亦政治的要求なかるべからず。其要求を實現するがため同志結社の自由を有すべきは當然也。
三、女子の參政權を認むべきや否やは女子が如何に痛切に之を要求するやに由て決せん。

□

□　中野　寅吉（憲）

一、可、理由を左に述ぶ。
政談は政治の利害得失を論議する公の舌戰場なり。政治は國民生活の實質に觸るゝ問題を捉らへてこそ始めて眞の政治と、言ふべけれ、國民生活の實質に觸れざる論議は吾人之れを政論と言ふ能はず、即ち政談なりと言ふに躊躇す。政治は國民生活の實質を論究實施するものなりとせば、實生活に至大の關係を有する女子に政談に加はらしむに何の憚る所あるや。一家内に於ても、父や夫君や兄に對し實生活上に關して女子が意見を述ぶるは普通一般に行はる。然るに家内に於ける私的議論は可なり、演說會に於て公的議論は不可なりと言ふは失當なり。吾人は内的方面に於て妻女に實生活上の意見を加へらるゝ輩男が、政談演說會に於て實生活に觸れざる愚論を聞くことあるは滑稽に感ずるなり。切に女子の奮起を望む。
二、可、理由女子も實生活に至大の關係あること男子と異るなきを以てなり。
三、可、理由同上。

□　紫安新九郎（憲）

三問ともに元則として賛成也。その理由は假りに我國民を七千萬人と算定せば其半數乃ち三千五百萬人は女子也。而して政治の大眼目は一國の文明を進め國民の利福を計るにありとせば、此の國民の半ばを占むる女子を政治の圏外に置き政治に對して利害不相關焉の立場に在らしむ、之れ政治の大眼目に副ふものと云ふを得ず。政治の利害は女子にも分配するを以て公平且つ正當の措置と思へり。唯だ因襲の久しきあり、今直に三問共に實行するは適切ならず。仍て第一問の自由を認めて以下二問の自由に到達するの手段として、女子の政談を以て自ら天下に呼號するも一の手段也。又政治に關し國民として心得べきことを女學校の教科書に記載し女子をして政治の利害得失の國民に、將た人に及ぼす影響を知らしめて女子に政治的訓錬を與ふるも一の方法也。二問實行の時期に付ては叙上のことの情勢を見たる上ならでは今より何年後と云ふが如きことは言ひ難し。凡そ今日に於て心ある者は何人も柔性の社會に於ける位地の變化を閑却するものにあらざるべし。新婦人を以て自ら任ぜらるゝ先覺者は理想を高遠にして、其施爲は卑近より喰ひ入られんことを切に望む者也。

□　今泉嘉一郎（政）

十一月八日御諮問左に御答申上候。即小生は本邦の特殊事情より推究して、
一、女子の政談演說云々及二、女子の政治的結社云々は可と認む。
三、參政權云々、不可と認む。近き將來には時期（可とすべき）來ることなしと斷言致候。女子は一及二の活動に依り其天姓の美を發輝して其意見を實行することを得。三の如き直接行動は反て女子の品位を害し反感を誘發すること多く害あつて益なし。

□　山口　義一（政）

一、可、二、可、女子に政治的教養を與ふるには政治的結社の加入の自由、又は政談演說會に會同するの自由を認むるを要す
三、尚早、女子の政治的自覺を呼起し之を教育すること必要なり。

□　鶴見孝太郎（政）

拜復御申越しの事に就ては別に申上べき事も之無候。

□　松浦五兵衛（政）

拜復御照會に對し卑見左に、
一、女子の政談演說會に會同し若しくは其發起人たるの自由を認むるは、現下の民情より見て當然のことなりと信ず。
一、女子の政治的結社に加入する、亦素より自由とすべし。
一、女子の參政權を認むる亦當然のみ。

各項とも鹿爪らしく理由など申上るまでもなし。以上

□　　　久下　豊忠（政）

拜啓
牝鶏晨に啼いて家に不祥ありとか、女子の天分は家を齊へ子女を愛育し良妻賢母たるの實を擧ぐるにあり。彼の徒らに政社に加盟し、政談演説なんどに出洒張るは女子の天分に背き、女子の品位と權威を失墜するものなりと存候。但し國法を以て演説會又は政社に加はるを禁ずるは面白からず、是は速に解禁して可然と被存候。參政權も又附與して差支なしと考へられる。

□　　　植場　平（政）

今月八日附御照會婦人參政權要求之問題は大に道理あるを認め其解決方法に付ては目下研究中にあり、他日發表可致ことゝ存候右御返事及候也。

□　　　野溝傳一郎（無）

御答
一、可
理由、今日に於てはもはや說明の要がないと思ひます。
二、可
理由、女子も單に家庭の人たる域を脱したる今日之も當然の事と思ひます。
三、可、但尚早。
理由、女子も一個の人格として社會構成の責任を完くせしめるには、結局之まで到達せねばならぬと思ひます。然し我國の今日に於ては問題に理解を持つ女子未だ極めて尠いと思ひますから其時期は尚早と思ひます。而してその時期を到來せしめる方法手段としては亦二項が最も適切と思ひます。

□　　　津崎　尚武（政）

拜復女子參政權問題に關する御問の御葉書當修善寺に於て只今拜見、小生去る九月以來數旬間腸チブスにて赤十字病院に入院致し候處其折感想に浮び候數十の題目を目下當所に休養中整理致し居候。偶其中に別紙の如きもの有之候得ば御問に對する答には無之候得共、不取敢御送り申上候拜具。

女

女は人である、人は女ではない、この理明白にして而もこれを解せざるものが多い、女を人間扱せざる男、男は世の中に入らぬ樣に振舞ふ女、これ等は其左なるものである。

女は人であるが、男も人である。此二者は一にして二、二にして一である、世に女がなければ人がなく、男がなくても亦人がない。故に男女は同列であり同權である、男が尊く女の卑しき道理がないと共に、また女のみが尊い理由もない。

女は女として活き、女として振舞へばよいこと、何も面倒な理窟はいらぬ。男の出來ぬ事を女が出來、また女の出來ぬ事を男が出來る、其處に男女の別の起つた理由もあり、相互存在の意義もある。

男女どちらがやつてもよく、また出來ることは、どちらでもやればよい、强て一方の仕事だと力む必要はない、矢張り女は女で男ではなく、男はどんなことがあつても子は産めぬ。

男の樣な女、女の樣な男、これも世間に多い、然しそれもひどく氣にするには及ぶまい、原則があれば必ず例外がある。

世の複雜につれ、問題が仲々多い、神經過敏な者には殆ど應接に遑ない位である。然しどんなに問題が多くても、煎じ詰めると何でもない、大宇宙の一小部分たる、地球上に於ける、男女の二者より成る人間の思つたり爲たりすることではないか。

女の問題など、疾くにきまりきつて居る、今更事新しそうに言ふのは野暮ではないか、やめるがよい。

□　　　内山安之助（政）

第一、可。女子の政治思想を養ふ第一歩として宜敷と存候。
第二、可。第一と同樣の理由として。
第三、尚早。女子として國家に就て充分に自覺せん時迄。

警察法第五條修正の運動（下）

市川房枝

政友會部幹との折衝

中央亭に會合した翌日、即ち六月三十日、私共は早朝から議會にまゐりました。さうして鵜澤、小久保、上野、山口等政友會の諸氏に面會して幹部會の狀況をきゝ、其の盡力を賴みました、翌日もまゐりました。さうして其他の幹部諸氏に刺を通じましたが、多くは會議中とあつて斷られました。夕方になつて鵜澤氏は林、高橋の兩氏と共に面會室に來られ『折角待つてゐて下さるのですが、一寸此の議會では間にあはぬかも知れません。御計劃通り御進めになつた方がいゝだらうと思ひます。御氣毒ですが…』といはれました。これでは體裁のいゝ反對なのです。『逐う駄目か』と少しがつかりしましたが、すぐ又元氣をとり戾して『何、反對なら反對でいゝ、贊否相半してゐると思つてゐたからこそ今迄讓歩して來たが、政友會が黨議として問題そのものに反對するなら、何も遠慮はゐらない。政友會が絕對多數を占めてゐる中は我々の目的を達する事が出來ないから、野黨と一所になつて內閣を倒す事に迄關係しなければならない。此度の治警の改正案も豫定を變更して堂々と反對黨の人達に提出者になつて貰はふ。』と云つた反抗的な氣持が起つて來ました。『それでは早速幹部四五名に面會して幹部會の眞相を聽き、さうして今一度こちらの態度を考へませう』と云ふことになり、夜に入るを待つて先鵜澤氏を千駄ケ谷の自邸に訪づねました。其時は丁度夜の十時でしたが氏は快く應接間に通して『幹部の中には傍聽だけにさへ反對の人もあります。而し大體は贊成なのです。而し此の問題はすぐ婦人參政權の問題に關係して來るので、よく取調べてからと云ふ事になつたのです。今迄婦人に關しては一度も考へた事がなかつたので、これを機會に婦人の政治法律上に於ける地位』を調査する事になつたのです。次の通常議會迄御待ちなさい。決して政友會として反對といふのではありません…。』といふ事でした。これで大體の事は判明した譯ですが、尙二三氏にたづねる必要があると思つたので、それから直に大森に行き、塚本氏のもとに一泊して翌早朝山谷の自邸に小久保氏を訪づねました。氏は醫師來診中との事で午後の面會を約し、此度は岡崎氏を訪づねました。

氏は始終をきいて『いやそんな反對する人等はありません。調査も法制局へ書類をとりにやつた筈ですから、そんなに長くかゝりますまい。一つ私がよく話してみませう。一週間だけ提出する事を御待ちなさい。其上で若し反對といふな

ら其時こそ政友會は保守黨だといふので壇上から罵倒して貰つたらいゝでせう』と頻りにすゝめられました。或は結局無効に終るかも知れないとは思ひましたが、氏の此の好意に對して遂に一週間見合はせる事にしました。さうして此間なるべく多くの幹部に面會する樣に打合せて辭しました。望月圭介氏の御宅にまゐりました所、御留守であつたのですぐ議會へ行き、こゝで小久保喜七氏に逢ひました。

『只五條の結社の點が僧侶や教員學生にも關係してゐるので、其點が問題になつてゐるだけです。岡崎君が今朝から大分盡力してゐる樣ですからいゝでせう……』と可成樂觀的にいはれました。

望月圭介氏は『私は大賛成ですが…』と云ひ、大岡育造氏は『あなた方には緊要だらうが、こちらはもつと重要事項が澤山あるので、さうすぐには出來ない……』と云ふのです。

こうしてゐる中にもう五日になりましたので、一應岡崎氏に模樣を伺ひました所、まだ決定しないと云ふ事でした。

若しいけないときまつてから提出の準備をする樣では手遲れになるからと憲政、國民、中立の調印をまとめていたゞきました。庚申倶樂部の松田三徳氏にもあつて同派の調印も頼んでみましたが此の方は駄目でした。

八日になつて岡崎氏から回答するからと云ふ通知が來ました。それで、議會へまゐりましたが面會が出來ず、翌九日朝自宅で會見しました。氏は盡力して下すつた模樣を語りながら『傍聽には反對はありません。結社にも大體反對はありません。而し、結社は學生、教員、僧侶も含まれ、それ等からも要求が出てゐるのだから、政府としては一所にしたい。所がその方は許すにしてもどの程度迄許すか調査しなければならぬ。所がそれには少し時日を要するから此臨時議會では間にあはぬ』と不結果に終つた理由をとき、此度は提出を見合せて通常議會を待つたらと云ふ事でした。

岡崎氏の此度の盡力に對しては充分の感謝の意を表し此後の御盡力も御願ひしましたが、今更提出を見合はすことは出來ません。政友會がさうした態度ならば通過はとても覺束ないのですが、やるだけはやる事にきめました。それも政友會が絶對反對でないと云ふのであるから、今一度讓歩して豫定通り進める事にしました。

こうして十日愈々書類を、兼て決定してゐた四氏から提出していたゞき、提案の說明は田淵氏がして下さる事になりました。

改正法律案はともかく提出されました。

治安警察法中改正法律案

治安警察法中改正法律案

右成規ニ據リ提出候也

大正九年七月十日

提出者　押川方義

田淵豊吉

中野正剛

松本君平

賛成者

近藤達兒、清瀨一郎、砂田重政、
土井權大、植原悅二郎、星島二郎、
高草美代藏、西村丹次郎、八並武治、
高木正木、島田三郎、正木照藏、
川副綱隆、淸水留三郎、關和知、
尾崎行雄、小山松壽、鈴木富士彌、
加藤定吉、古屋慶隆、樋口秀雄、
永井柳太郎、佐々木千秀、金田平兵衞、
古賀三千人、山科愼次郎、佐々木安五郎
安藤正純、大濱忠三郎、秋田淸、

治安警察法中左ノ通改正ス

第五條第一項第五號ヲ削ル
同條第二項中「女子及」ヲ削ル

治安警察法改正法律案理由書

政治上ノ智識ハ立憲國民ノ必要條件デアリマス。サウシテ政治的理解ノ敎養ト普及ハ一般ノ家庭ニ於テ政治ヲ理解スル妻ト母トニ俟タナケレバナリマセン。未來ノ立憲國民タルベキ子供ノ良キ敎育者トシテ、婦人ガ政治的理解ヲ有スルコトハ立憲的良妻賢母ニ缺クベカラザル資格デアリマス。

且ツ國民ノ全半數ヲ占メル女性ニ政治的智識ト訓練トヲ與ヘル機會ヲ有タセルコトハ、眞ニ健全ナル國民的文化ノ基礎ヲ建設スルモノデアリマス。

治安警察法第五條ニ婦人ガ政治上ノ結社ニ加入シ、公衆ノ會同スル政談集會ニ會同シ或ハ其發起人タルコトヲ禁ジ、斯クシテ婦人ニ政事上ノ智識ト活動ノ自由トヲ拒ムノハ甚ダシキ時代錯誤デアツテ眞ニ憲政有終ノ美ヲ求ムル所以デハアリマセン。

況ンヤ今日已ニ婦人ニ貴衆兩院ノ政論ノ傍聽ヲ許シ、新聞雜誌ニ政治上ノ論議ヲ許可セルトキニ於テ、斯クノ如キ法律上ノ規定ハ甚ダシイ矛盾デスカラ速ニ削除スベキデアリマス。

婦人團體有志聯合講演會

改正法律案はともかく提出されました。此度は講演會です。上程される一兩日前を見計らつて大講演會を催し、輿論を喚起すると同時に議會に對しての示威たらしむべく、直に準備にかゝりました。殊に此度は各婦人團體の幹部に交涉して一二名宛出演して貰ひ、婦人團體有志聯合講演會と云ふ事にして進めました。期日は上程日が十九日若しくは二十日と云ふ事になつたので、十八日の夜にすることにし、青年會館が都合が惡かつたので明治會館にきめました。明治會館は會場が狹いので、入場料を二十錢徵收し、更に男子は婦人同伴者若しくは講師の紹介ある人と限りました。

こうして發表しました所、其の前日になつて西神田署から召喚狀がまゐりました。何事かと平塚氏が出頭して署長に面會したら『此度の會は會員の協議會といふ事にして、公開しないでする事は出來ませんか』と云ふのです。然し平塚氏は『もう一般に發表して仕舞ひましたので今になつては困りますが』と答へたので、『それでは、必ず政談に亘らない樣にしてほしい、若しさうでないと御互に迷惑するから…』といふので事は濟みました。

當日は午後の六時半から開會しました。聽衆は制限した結果殆ど婦人ばかりでしたが、而もあふれる程でした。會は左の順序で進んで行きました。

婦人團體有志聯合講演會順序

一、開會の辭　　新婦人協會　塚本なか氏

一、新婦人協會對議會運動の經過　新婦人協會　市川房枝
一、先決問題は何ぞ　婦人はたらき會　山田みつ子氏
一、婦人問題解決の鍵　赤想社　戸塚松子氏
一、女工の立場より　友愛會婦人部　山内みな子氏
一、婦人參政權の哲學的基礎　代議士　松本君平氏
一、今後の婦人の生活は　婦人社會問題研究會　西川文子氏
一、職業婦人として　タイピスト組合　衆樹安子氏
一、求むる悲哀　赤想社　矢部初子氏
一、よりよく生きるための必要(代讀)　與謝野晶子氏
一、婦人と選擧運動　松本文子氏
一、時代錯誤の一指標　新婦人協會　田中孝子氏
一、婦人總同盟の必要　新婦人協會　奥むめお氏
一、總ての本位を改むる時代　代議士　永井柳太郎氏

右の中矢部初子氏、松本文子氏は急病の爲め缺席、奥むめお氏は時間切迫のため削りましたが、其他は何れも熱辯をふるひ、聽衆の大喝采を得ました。永井柳太郎氏が得意の雄辯を最後に、閉會したのは午後十一時過ぎでした。

議會傍聽

散會に先つて、上程日を盛にするために傍聽希望者を募りました。歸途入口で受付ける事にしましたが、講演で熱してゐる人々は我先にと押寄せ、三十分程もその爲めに時間を費しました。終つてから總數を算へて見た所、百餘名もあるではありませんか。びつくりしました。

此の計劃は前からして居りましたので、豫め提出者及賛成者の方々に當日の傍聽券の心配を御願ひして はありましたが、百餘枚を而も明日と來ては一寸見込みがつきません。といつて明日正午に議會で渡さなければならないので、少からず心配になりました。こうして居る中電車はなくなつてしまつたので、上野の私の室まで行き、こゝで夜中代議士の電話番號等をしらべて、夜のあけるのを待ちました。明けるや否や平塚氏は傍聽券をまとめて貰ふために寺田書記官長を訪ねるとて出て行きました。私はすぐ電話の所へ行つて三四十名の人々に電話をかけ、約四五十枚の豫約を得ました。書記官長の方も都合よく三十枚貰つて來ました。先づこれで大體心配はないと十一時頃から議會に行きました。代議士の方々は自黨のを集めては持つて來て下さいました。それを私は後から〳〵と來られる傍聽者に控と照らし合せては御渡ししました。平塚氏は議場の中で議長席の後方の一度も使用した事のない婦人席をあけて貰ふ樣に交渉しました。こうして開會の一時頃には百名の人々が大方來盡して、傍聽券の方がかへつてあまつた程でした。

改正法律案上程―委員附托

正一時振鈴がなつて議員はそれ〴〵着席し、十五分から會議は初まりました。日程一、二、三共何れも簡單に終り愈々第四の『治安警察法中改正法律案』に移りました。

粕屋副議長の「說明者田淵豐吉君」の

撃に促されて、フロックコートの田淵氏は壇上の人となり、應揚たる態度を以て本誌卷頭に揭げた事を滔々と述べられました。此間約四十分、議場は割合に靜肅で演者の所說は充分徹底しました。婦人傍聽席から議席の禁を忘れて思はず拍手した人が數人ありました。演說が終つた後本案は岩崎勳氏の動議によつて直に先に國民黨から提出された治警改正法律案と同一の委員に附托される事になりました。

治警委員會

治警委員會は委員長が萩亮氏、理事が益谷孝氏で鈴木富士彌氏、小山松壽氏、清瀨一郎氏等が委員になつてをられました。國民黨の議案はこの日より一週間餘も前に上程されたのでしたが、今迄に委員長理事選擧の爲めに一回會合しただけでした。

上程された翌日、此度は右の委員の人々を訪問して其の盡力を乞ひました。今迄一度も治警の委員會を開かなかつた事について萩氏は『あなた方のはうの問題が上程されると聞いてゐたので、一所にしやうと待つてゐました。一兩日中には開きます…』といひ、五條については贊成ですが、どうも會期がもう少いのですから…』と曖昧な返事でした。どうせ豫定通り握りつぶしの厄にあふ事は判つて居りましたが、淸瀨氏にも面會して盡力を願ひました。

翌日二十一日第二回の、五條にとつては第一回の委員會が開かれました。この委員會に於て川村警保局長は政府側の意見として、

『宜しい、社會は進歩しました。解禁は必要と認めます…即ち婦人が政談集會に會同する事を依然禁じて置くは時代錯誤に違ひないから、之を改むるは適當と思ひます…而し永續的の政治結社に加入して活動すると云ふ事はまだ早いと思ひます…』と述べられたと云ふ事でした。

此會合以後治警委員會は遂に會期中開かずに終り、國民黨案も五條案も葬られてしまひました。

第四十三議會閉會後今日迄此運動は矢張引續いて居ますが、それは又稿をあらためて書きます。(十一月廿六日)

二十七頁よりつゞく

(代議士の回答)

牧野良三(政)

御葉書で御問合せの三件に就て、御返事申します。一、二、三、共認めていゝと思ふ。否とする理由を認めないから。實は認めない爲に强いても認めて欲しいと云ふ樣な意見が出るのではないでしようか。實際制限を撤廢したところで、國家にも、また主張者にもさしたる増減はなからうと思ひます。然し、只一つ制限撤廢に依て得る重大なものゝあることを忘れてはならぬと思ふ。それは消極的な効果です。即ち斯かる制限のあることが、妙に奇矯な思想の人を造り、その奇矯な思想が、制限撤廢の曉に於て所謂否認論者から「ソリや見たか!」と云はれる樣な禍を作るのであります。此の點は爲政者の特に深き注意を注がねばならぬ點で　此の理由あるが故に、私は相當に熱心な撤廢論者なのであります。理由の如何を問はず撤廢論者として私は、その撤廢の目的を達する方法手段に就て一言します此の問題を八ケ間敷い政治問題としてはなりません。況や政黨問題的色彩を帶ばしては何まづい。殊にある一部の政治家が撤廢論者を利用せんとする閃きのあることを深く々々注意しなければなりませぬ。

北陸より關西へ

らいてう

第一信

出立前の徹夜の忙しさを汽車で休めやうと、あんなにあてにしてゐた寢臺がフイになつた上に、明治神宮への參詣人達の歸りでいつにない大混雜が、長野までも續いたのには少なからず閉口いたしました。今吉田といふ小さな驛を過ぎたところです。朝日が暗褐色の山腹から霜枯れの野面を一杯に照し、小窓の並んだ白壁の蠶室と柿紅葉とが、信濃路といふ感じを深く〳〵與へてくれました。何だか甦返つたやうないゝ氣持です。思つたほど疲れては居りません。さあこれからいよ〳〵今日の思想講演會で何を話したものか考へなければならなくなりました。ゆうべはとてもいき苦しくて何一つ考へられませんでしたからね。（十一月七日午前六時柏崎行列車中より）

第二信

日本海の波を眺めながら豫定通り十時柏崎着。越後タイムス社の人々に迎へられて、驛前の岩戸屋に休息。昨夜來られた山田わか子氏と御一緒に午後一時には會場柏崎座に自動車で運ばれました。柏崎第一の劇場はほんとに小さな、汚い、みすぼらしい芝居小屋でした。併し聽衆は階下は男子、階上は女子をもつて滿され、しかも至つて靜肅なのは何よりうれしい氣がしました。見渡したところ東京の聽衆のやうに青年殊に學生らしい顏はあまりなく、寧ろ三四十の壯年が多數のやうでした。婦人席にも丸髷が大分見えました。

私は「新婦人協會の事業と運動」といふ題で四十分ほど話しました。御承知の通りの低聲な上に、自分ながら愛想の盡きるほど下手な話方ですから、どんなにか多くの人達の期待にそむいた事だらうと、話しながらも眞面目に濟まない氣がして居りましたけれど、最後までほんとに靜に聽いてゐてくれましたので心易い感じがしました。山田氏は「男性文明の末路」といふ題で氏一流の婦人の愛を高調されました。閉會後岩戸屋旅館でタイムス社同人及土地の有志婦人十數名の晩餐會に招かれ、親しく當地の婦人達と御話することの出來たのは講演會よりも私にはうれしい氣がしました。これが機緣となつて、この婦人達の中から他日立つて大にこの地方の婦人のために活動してくれる方があるかも知れない……など

と勝手なことを空想し乍ら、私は協會の宣言書や、女性同盟、請願文などをくばり宣傳に努めました。赤想社の矢部初子氏の御友人の奥平韶子さんが「この方は」と言つて特に紹介して下さつた桑野靜子さんといふ三十四五の方はなか〳〵眞面目な、しつかりした働き者らしい婦人で、私共の來柏を機として當地婦人界の革新を計りたいと熱心に望んでゐられました。氏は私の著書なども殆ど全て讀んでをられるらしいので、御話をしても何處か安心な氣がしました。當地に協會の會員を得ること、進んでは支部設置の希望あることまで話しましたところ、大に骨を折つて見ると眞實の色が動いて居ました。私はこの地にこの婦人一人を見出したことで滿足します。では御手數ですが早速同氏宛に宣言規約、雜誌御送附下さい。

今汽車は中央線の多治見を通過したところです。昨夜六時廿分の汽車で、柏崎を立ち長野で名古屋行に乘換へました。木曾の山水も眞暗の中に通つてしまひました。大變すいてゐますけれど、動搖のひどいこと、でも二日の不眠で疲れてゐる私は可成りよく眠つたやうです。洗面所のない車なので、氣持のわるいつたらありません、併しもう一時間の辛抱で名古屋へ着く筈です。(十一月八日午前八時多治見を過ぎつゝ)

第三信

今京都行の列車中です。昨夜の名古屋市の會合の模樣を御報告いたします。正會員の高田さんや大窪さんや「新愛知」の婦人記者の山田さんなどの御骨折りで會は豫定通り午後七時から商業會議所で開かれました。最初は名古屋方面の會員全部顏合せをする考でしたが、準備の都合で正會員のみの會となりました。出席者十名中七名までが教員で、三名が高等女學校、四名が小學校でしたから、女教員會といふやうな感じがしました。先頃全國女教員大會の時、私共の主催の懇談會に出席された稻垣千代子さんも見ゑました。初對面の人も四五人はありましたが、皆會員名簿で名だけは先に頭にはいつてゐますからそんな感じもしませんでした。私は今度の旅行の目的や支部設置の希望を述べて、すぐに具體的な協議をいたしましたが、それにしても當然着いてゐる筈の支部規約草案が來てゐなかつたのは殘念でした。ともかくも幹事を高田ひさ子氏と北村鈴重氏に御願ひすることにし、高田氏宅を事務所として今後の支部への通信は一切同氏宛にする事に決定しました。ところが困つた問題は教員が中心な丈に内には燃ゑるやうな熱情をもち乍ら、學校や校長への手前協會支部として表面に立つて運動することは勿論、會員として名前が新聞に出ることさへビク〳〵してゐるやうな人のあることです。今日教員がこれほどまでに個人の自由を束縛されこれほどまでに周圍に氣兼ねせねば生存出來ない狀態にあるといふことこそ、この人達の結束を一層必要とされる所以

だとは思ひますけれど、併しそれには個人としての可成りな犧牲を同時に要求されることであつて見れば、他に强いるべき性質のものではありませんから、まあ時機の到來するまで――そしてそれはさう遠いことだとは私は思ひません――極消極的なものとして、つまり社會的運動は避け、本部との單なる通信機關又は硏究のための會としての存在に止めるより外、今のところ仕方あるまいと考へます。

何だかはがゆいやうですが、まあこんな處からそろ〳〵はじめるのですね。あせらないこと、氣永に辛抱すること、私は心でかう叫んでいつものやうに自分を抑へて居ました。

散會後――十時近く――維持會員の森田資孝氏を訪問、醫者としての專門的な立場から男子の性慾に關し傾聽すべき御話を伺ひました。これはいづれ歸京の上で。氏は又花柳病男子の結婚禁止には大賛成でした。今朝八時角田氏宅を出て、賛助會員の磯部、睦田、瀨木、後藤、小林の諸氏を歴訪、支部設置の事を話し援助をたのみました。今夜は京都に一泊、明朝早々奈良へ向ひます。もうすつかり日が暮れました。(十一月九日琵琶湖畔を走りつゝ)

第四信

法隆寺で降りて安堵村のなつかしい自然に心を愛撫しながら、正會員の富本一枝さんの靜かな御住居に晝頃着きました。何だかあわたゞしい旅の、其上豫定表でかためられたぎごちない心をこゝの食卓に向つてしばらく忘れたと思ふと、もうすぐ會合の時間が來て居ました。會は奈良の女子師範の會議室で、午後四時から開かれるといふので、私は一枝さんに引張られて汽車で奈良へ急ぎました。何といふ自然に惠まれた學校でせう。こゝの師範敎育がどれほど人間性を、婦人の本能を無視したものであらうともこの美しい自然の感化をどうすることも出來まいといひたいやうな氣がしました。先頃退學生を出した問題の寄宿舍の土手は門のすぐ右側の小さなもので、針金で新にふさがれてゐました。集つたのは本校出身の在校者を會員とする佐保會の方々で、二十五六名ほど、正會員の土屋さんも勿論ゐられました、卓を圍んで懇談、晩餐を共にし、友達の中にゐるやうな心安い氣持で八時過ぎまで居りました。今後佐保會と聯絡をとり、奈良婦人界の通信を送られんことを依賴し、承諾を得ました。なほ入會者は熟考の上後から申込むとの事でしたから、個人の意志を尊重して卽座に强いることは避けました。只會員の數を得るばかりが本意ではありませんから。ともかく、かういふ人達に御逢ひした事はよかつたとよろこんで居ます。(十一月十一日湊町行列車中にて)

第五信

芦屋の正會員清瀨ひな子さんのお宅の夜の會合から今寶塚の原田皐月さんの處へ歸つて來たところです。もう十二時

で大分疲れてゐます。今夜はほんとうに御氣の毒な思ひをしました、清瀬さんは産褥にお休みになつていらつしやるのです。全く知らなかつた事ではありますが、どんなに御迷惑をかけた事か御わびのしやうもない氣がしました。大阪から電車で一時間餘もかゝるところですし、その上夜ではあり、雨は降るといふのですから、一番會員の多い筈の大阪が僅かに正會員三名と關西婦人新報の小野千代子さんだけたつたのは殘念なことでした。でも豫定の支部規約草案について協議し鐘淵紡績の大阪支店の和田篤子さんを幹事長にし、原田皐月さんと山本好子さんを幹事に願ひ、事務所は同支店内に置くことに極めました。そして改めてこの十五日に三越の會議室で、會員全部の顔合せをし、その上で今後の打合せをすることを決し、なほ足立氏、關口氏、西脇氏、四方田氏、矢澤氏、高安氏など訪問のことを約し、十時半散會しました。御名や手紙から色々に想像してゐた多くの會員達に、御逢ひ出來ることばかりたのしんでゐた丈に何だか物足りない、淋しい、そして頼りない感じもします。大阪支部の前途を祈らずにはゐられません。

雜誌は何日に出せますか、もう校正は全部すんだでせうね旅先きで見られることと思ひます。そちらも相變らず忙しいことでせう、ではお休みなさい。(十一月十一日夜寶塚にて)

第六信

午前十時原田皐月さんと梅田の事務所に小林一三氏を訪問、協會資金を得る一手段として大阪、神戸、京都の三ヶ處で寶塚少女歌劇公演の希望を述べ、快諾を得、まづ安心しました。今度の旅の目的の一つがこれで達せられた譯ですからね此の方の責任は原田氏がおもち下さることになつて、明日溫泉主任の林氏に逢つて下さる筈です。同氏がゐられるのではほんとに好都合です。

午後更に和田氏が加はり三人で勝山町の大阪府立小學校に西脇女史を訪ひ、同氏に紹介されて校長にも面會しました次に盈進小學校に山本ひろ子女史(御承知でせう、全國女教員懇談會に出席され、總代として謝辭を述べられたあの洋裝の方です)を訪ひ、同樣に校長にも紹介されました。私は大阪支部が他日健實な發展を見るべき基礎を作るには、資本家の奥樣方である當市の所謂名流婦人を中堅とすべきではなく、矢張り自己の生活から得た強い實感をもつところの女教員に多數の正會員を得ることではないかと考へたからです。兩女史とも大賛成でした。そして友人間に勸誘するとは言はれましたけれど、自から矢面に立つことは矢張りまだ躊躇するといふ煮切らない態度が何處かに見ゐました。併しこの人達の中から萬難を排し、非常な決心と勇氣とをもつて立つ人の遠からず現はれることを私は信じて居ます。

山本さんは十五日の會に出席する事を約されました。

午後四時半阪神電車停車場前にて富本氏と落合ひ、安土町の山本顧彌太氏を訪問。九時寶塚へ歸る。

明日は足立、四方田、高安、關口、矢澤の諸氏、第二種賛助會員の恩田、近藤氏などを訪問する豫定。(十一月十二日夜寶塚にて)

第七信

今、石原良子さんの御宅で御風呂を頂いて、寢床に就いたところです。いゝ氣持です。今日午後二時から開かれた石原氏宅の神戸會員の會合は、多人數ではありませんでしたけれど、石原氏のあの熱誠によつて非常な緊張味の見ゑたのはほんとに私をよろこばせました。御良人も良子さんに劣らぬ熱心な賛成者で、數回渡英し、バンカースト親子に面識あること、彼女等一派の熱烈な運動振りなど話され、私共を激勵されました。先づ支部設置の協議から始め、規約草案を審議し役員を決定し、事務所を定めました。(これはいづれ近日幹事から本部へ通信される筈です)出席會員は皆熱心に來春關西支部發會式を花々しく擧げるまで神戸のみで少くとも正會員百名をつくる事、なほ進んでは千名の會員をこの地のみで作る事などを申合せました。石原氏はあらゆる婦人の會を利用し、又は電車内に於てさへ常に宣言規約、申込書を川意して宣傳に努めてゐられる御樣子、本部の私共もこの御熱心に對しては恥ぢねばならない氣さへしました。協會の徽章の事、會歌の事など話はそれから〳〵と夜に續いて神戸支部の前途多望を思はせました。委しいことは歸京の上で。明朝八時二十五分發の列車で、三原へ立ちます。當市で訪問せねばならぬ人、又したい人が何人かありますけれど、豫定變更も出來ず、止むを得ません。雜誌未着心配して居ます。(十一月十四日夜神戸石原氏方にて)

第八信

石原さんとその御子息(二十四の好青年です)と正會員の長谷川さんといふ娘さんに送られ、會員諸氏の御好意を心に感謝し乍ら今朝神戸を立ちました。今岡山附近を走つて居ます。いゝお天氣です。午後の日をうけた廣い田圃が頻りに展開して居ます。今夜の三原の會合でいよ〳〵千秋樂となります。どうにかかうにか豫定通りに行動して、義務丈は果す事が出來た譯ですが……、何んだか汽車がのろいやうでぢれつたいこと一通りでありません。急行にすればよかつたものを

(十一月十五日午後三原行列車中より)

第九信

福山で、約束通り窓から顔を出すと、女教員大會で雄辯を振はれた坂口みつ子さんの岩丈な姿がすぐ見ゑ、續いて袴をつけた御連れの方々十數人來程られました。同じ列車の人となつて、尾ノ道から糸崎あたりの捨て難い景色をあわたゞし

い心に眺め乍ら三原に着くと篠木のぶ子さんが大さな丸い眼に興奮の色を見せて迎へて下さいました。會は三原の女子師範内で開かれ、縣下の女教員三十名ほどに校長、男教員なども出席され、協會に就いての私の覺束ない話ぶりを熱心に聽いて下さいました。協會會員のみ別室に集り、大急ぎで支部規約について協議し、縣下に三原、福山、廣島の三支部を置く事を決議し、各支部の幹事を二名で選び、全縣支部の幹事長を篠木氏と定めました。協會の夏期講習に見へた花木さんも全國女教員會で御目にかゝつた廣島師範の高橋さんも、福山の山口さんも皆入會されました。他の地方の女教員達から一歩進んで決然として自由の世界へ踏み出された廣島女教員の眞摯な、熱烈な勇敢な態度を私は涙ぐましい心で尊敬し、感謝しました。

夜は同じ會場で町の有志も加はつて二回目の會をしました。時間が不足なのと私の口が思ふやうに動かないのとで十分の理解を或は得られなかつたのではないかと懸念して居ます。併し私自身は三原に來たことをどれほど滿足に思つて居るかしれません、あの本氣な、眞實な、目醒たる尊い魂に觸れることの出來た丈で。私は心の底からあの人達の健在を祈ります。

明早朝梅田に着きます。寶塚の原田氏から電報でしたから今一度大阪へ寄らねばなりません。これから少し眠りませう

（十一月十五日夜神戸行列車中にて）

米國に於ける女子參政權實施の結果

女子にも選擧權を與へんとする米國憲法の修正法は、愈々本年八月二十六日國務長官により其の實施を布告されたのであるが、此の法律の實施後始めて執行されたメーン州の知事の選擧の結果から見ると、嘗て一部の反對論者が女子に參政權を與ふるは徒らに米國の選擧界に不眞面目な無頓着分子を加ふるに過ぎないと唱へたのは全然謬見であつて、一般に女子有權者はよく其の選擧權を重んじ愼重に之を行使する者である事を證明して居る。

發表の結果に依ると、メ州の女子有權者は七萬六千人であるが、其中約六萬人は親しく選擧場に行つて投票し、彼等の取得したる最初の機會を無にせざる事を示した。右六萬の中で共和黨の知事候補者に投票した者が五萬人を算へたので、さなきだに當選の見込のあつた共和黨候補者は「山崩」的の大勝利を博し、六萬五千票の多數で當選し。斯の如き大多數で當選したのはメ州の歴史に嘗てなかりし處である。

メーン州の市町村からの報道に依ると、メーン州に於ける女子選擧運動者の活動は目覺ましく、彼等は大市の諸區（市の政治的分區）に於ては合札係をも動め、殊に飲酒贊成の投票が數多あるだらうと思はれてる選擧區に切り込むで一層激しい活動をした。又女子運動者は自動車で縱横に飛廻り、努めて女子有權者を投票場に誘つたのであるが此運動は大いに效を奏し、不斷には政治に無關心な女子も進んで競爭渦中に投じ其の淸き一票を投じたのである。各大市では兩黨の女子運動員が選擧場に出張し臨時雇の書記を督勵し、或は不慣れな投票者を援助し、或は指揮して自黨の勝利を收むるの用意極めて周到であつた。

婦人論壇

同盟意志

佐々木伊都子

「美」といふ事に就てイタリアは滅んだと人々は思ふた。紀元一四八五年四月十八日の長閑な日にローマのアピアンの路から大理石の古墳が發見された。そしてその中に眠つたのは生けるが如き乙女の美しい像であつたので、群集は修道的禁慾主義の覆面を捨ててひたすらに眺め入つた。ローマ法王は耶蘇敎以外の禮拜の起ることを恐れて夜中密かに微笑せる乙女の像を地中にかくし、それでいゝと安心してゐた。イタリアは乙女の像を一目見たゞけで自己の路を知つた。

函館の對岸當別岬の丘にトラピスト修道院のある事は皆知つてゐると思ふ。そこで生活した者の話では、其の禁慾主義の道士達は聖母（この場合は單なる美しい異性崇拜である）像の足下に泣臥してゐる。湯の川の西一里釜場にある修女院では白衣の修女達がキリスト像に接吻して泣いてゐると。それらは何を語つてゐるのか、失戀者であるが故ばかりではない。人間本然の性は生きんとする意志に依つてのみ價値ある事を語つてゐるのではあるまいか。

私達の祖先、原人の一人が山林に行きついた。そこには自然に食物、また隱れ家が備はつてゐるので生產の必要がなかつた。そうした不生產的生活は原人をして森の奴隷とした、狒々や黑猩々はそれである。他の一人は平原に行きついた。そこでは隱れるために穴を掘り、小屋を作る事や、食物を得る事を知つた。共力して外敵にあたらなければならない、そうした生活は言語を組織立てて人間に迄進化せしめた。こゝに於て私達は奴隷と人間との哲學を知らなければならない。

私は今三つの事實を書いた事によつて結論がすでに與へられてある筈だと思ふが、少し云つてみるならば今日迄のあらゆる人間生活は、概念を實在と信じた大なる誤謬によつておしつけられてゐた。學といふ迷信は遠慮會釋もなく人間を奴隷の世界に引ずつてゐた。家庭、母、子、國家、敎育、宗敎といふやうな事でも、夫婦貞操といふ事に於ても亦概念が先達であるように思はれる。概念が先達である以上決して人間は眞に救はれはしない、殊に女性の場合に於て。

私達は新婦人協會の種々の實際運動も女性の智識が進んだとか、社會が進步して來たとかいふ事から起きたものではない。現代の概念化された誤まれる權力文明を批評し、眞の文化生活を建設せんとする外的關係の見地の上から起つたのでもない。これは本然の聲によつて起きたのであつて、卽眞の生活樣式を生む爲の世界的意志、若しくは母性的種族的意志に依つてゞある。この種族への意志は概念ではないことを眞に考へなければならないと思ふ。（十一月廿二日）

男女共學

天谷スエ

東洋大學の秋季の旅行は箱根から熱海へ、三日間の豫定で行ふ事に決定致しました。同じ決議の席に居ながら單に女であると云ふ所から、此の旅行については更に何の交涉もない樣に傍觀して、旅行中の休みに何をしやうか位考へてゐました。共學してゐる間はどこまでも男女の區別を立てず唯學友と思つて交際してゐるのでしたがこんな所にきあつたると女は矢張り考へねばなりませんでした。舊習が女をこんなにしてしまつたのだと今更の樣に改造を叫びました。人生は男女相寄て形成するのであるから男女の優劣等問題には

ならない、と日頃の不平は再び出て來るのでした。學校當局の大英斷でせうか、それとも何か感ずる所があつたのでせうか、許されないと思つたのに女も行つていゝと云ふ事になりました。私共は今に一行に加つて行く事にしました。

元より行くからにはどこまでも男子と同じにやらうと云ふ氣でゐました。空中を飛ぶには飛行機が入用であるし、水の上は舟でなければ行く事の出來ない不自由な人間の中、男より未だ不利な女は無理にも自己をまげねばならぬ事や、男なら正々堂々と出來る事を女であると云ふために、一寸の事でも遠慮せねばならぬ事に多く出合ふ私共は、實に反感を起さずにはゐられません。自由に學校を選んでも、未だ〳〵私共にとつて不自由な事が澤山あります。

何が故に男女の間に大きな溝を作らねばならないのでせうか、女だつて男のやうに出來るつもりだから、まあ出來る丈やつて見やうと思つて困難と犧牲は覺悟で出發しました。私は共學の有利を信じて廣く共學を奬めたいと常から思つてゐましたので、少しでも發表の時機の來るのをまつてゐました。私は女子の專門學校に學んだ時の、少さい範圍内の醜い劇烈な競爭に、多くエネルギーを費す事の馬鹿らしさをつく〴〵感じました。私立學校は下らない生徒の群で勉强等しないものと思つてゐた所、案外女子以上に忠實に眞面目に勉强するのに驚きました。又男性化した女になるのかと思ひの外、互に其の缺點を包む所から女らしい所を益々發揮する樣に思ひました。さうして女子ばかりで學ぶよりも、活氣があふれてゐる樣で氣輕く學ばれます。害もありませうが有利な多くの點をみ出します。

旅行中二日目は雨でした。鞍樹から十國峠を越すはずでしたが、雨が降るからと云ふので中々越す越さぬの議論が出ました。私共は始めから越す決心を定めてをりました。男子の服の輕々しいのは羨しく思ひましたが先づ無難に山道を越しました。同窓であればこそ後れゝばまち、すべれば助けて呉れます。さう云ふ中にも少しの輕々しい擧動も、言葉つかひもありません。又それを見てゐる他の方にも、男女の區別なく弱いものを助けると云ふ美しい風の現れを見ました。宗教的の學校であるからかも知れませんが、兎角これは理解が出來たからであると思ひました。一般社會の男女間にこれ丈の理解が出來たならば、と思はれました。

所謂世間話の種等は自己の責任觀念がなく、女がめづらしい所から生れる事と思ひます。同窓同級等になると、根底もない面白半分の好氣心からする輕々しい擧動は中々出來ません。當局者は相近く所を恐れてゐる樣子ですけれども、表面的に相遠ざける事は却つて相近づける事をうながす樣に思ひます。

少しの犧牲もないと云ふのではありませんが、大きな創造をする前の少さな犧牲は何の惜しむ所がありませう。

豫想する事の出來ない人生の未來へと男も女も歩いてゐます。男は先に立つてだまつて歩いて行きます。其の後を女はついて行きます。併しそれは過去でありました。もうそれは一代前の事でした。今は女も男と一緒にならんで行くべき時代ではないでせうか。男女が無理解から起る種々の不便や不都合を、一日でも早く除く事が私共の責任であらうと考へます。

論壇投稿募集

本論壇を廣く一般の婦人の方々に開放します。左の規定によつてどし〳〵御寄稿下さい。

▲一千字内外の長さに願ひます。
▲每號締切は十日とします。
▲原稿は楷書で住所姓名を御明記下さい。
▲頁數の都合上採否は編輯者に御委せ下さい。

一女工の手記（二）

芝専賣局同盟罷業の前後

港　はま

七月六日

「何故ストライキをやつて居るの？」と私を見習につけてくれた△△さんが聞いた。問はれた人は芝專賣局内にあるボンサツクの女組長であつた。ボール紙を扇子の代理に使ひ乍ら、「暑いぢやないか姐さん、色が黒くなるかと思つて心配だらう」と言つた。私は默つて笑つて居た。組長は「よう！今ストライキを見に行つて來たんだよ。そしてね、御前等今頃なんだつてストライキなどやつたんだいと言つたら、仕上場のばばあ、仕方がないよ、おれ等は同情だから。同情的なストライキだよつて、平氣で首きられるのも知らないで笑つて居るのさ——同情的だつて」と二三度も言ひ返して笑つた。

「此んな不景氣になつてからはやるだけ損だよ」「全くだよ」などと二人は話して居る。私は組長さんに向つて、「なにがもとでストライキをやつて居るのですか」と尋ねた。組長は此方に向きなほつて「工長さんを變へて、女工さん等のすきな人を工長にしてくれと言ふ事から起きたのだとさ」から答へた。私は「さうですか、其れでは工長互選ですね」と言ふと首肯いて、「さうだよ」と答へた。

私の胸は躍つた。今までのストライキの大多數は賃銀の增加と時間の短縮とに限つて居た。現在目前に私の常に實現しやうとして居る事を、彼等は早くも實現してゐると聞いた時、私は是れこそ眞に社會改造の第一歩であらうと喜んだ。笛の音と共に運轉は止つた。三時の休憩時間である。私は二三人の仲間と手をひいて水を飲みに階段を下りて行くと、一人が、横の二階を指さして「よう——ストライキ見に行かねい？」と私に聞いた。私は笑ひながら「行きませう」と云つた。

三人が室の中ほどから足早に曲らうとすると、曲り角に眼鏡をかけた男が私等をぢつとにらみつけて居る。其の目があんまりとがつて居るので三人は大聲を上げて笑つた。「どうせあんな顏して番をして居ては、入れはしまいから止ませう」と言つて三人は水の出る五六間近くに行くと、其處に約百人ばかりの女工が共方此方に集つて窓に腰をかけて居る。皆きれいに髮を結つて化粧して遊んで居る。三人は水を呑んで大勢の中を通る時、三十歳前後の女工が廿人ばかりの女工を集めてなにやら話して聞かせてゐる樣子、窓に腰を掛けて居る幼い女工が、家へ歸り度アーいと大きな聲で叫んだ。

割合に皆元氣がよくて呑氣さうにかまへて居るのに驚いた。今日はあの人達の事のみ考へて一日は暮れた。

七月七日

毎も正門から女工が出入するのに、今日は正門のならびにある裏門が開いてあつた。其處から入つて二三間行くと、左側に守衛の居る室がある。中に一人の女工が入れられて、二人の男が頻りに大聲で叱つて居る樣子。白い洋服を着た男は同じ仕事場の書記だつた。いきなり女工の腕に手をかけて、

「おい、なぜ名前を言はない。君は惡い事をしたから名前をかくすのだらう」と守衛と書記の間に立たせてにらみつけて居た。女工は「なんですつて、何時惡い事をしました、貴方方は階分人を馬鹿にして居ますね、なにもしないのに此んなところに引張り込まれて、名前など聞かせる必要はありません」言ひ終らぬ中にさつきの大男が飛んで來て、「君はなんて名だ、君が女工を芝山内につれて行かうとしたのだらう」と言ひながら、又其の女工の腕をつかんでおしやりながら、「强情な女だな——言はないか」女工は口惜しいと言はね

ばかりに、『馬鹿にしてはいけませんよ、何時私が連れて行きました現在貴方がたはつれて行くのを見たのですか』『だまれッ――馬鹿ッ――』とどなつた。『早く名前を言へ、言はんか』、また腕と共に胸を突いた。書記は後を向いたが、私が見て居た爲か女工より二足ばかり後に下つて、なにも言はずに大きな男のしかるのを見て居た。

其の女工はあくまで他の女工を芝山内になどさそはぬ、大勢の皆さんが出勤したら自分も出勤しやう、大勢の人が芝山内に行つたら私も行かうと思つて辨當を持つて出て來た、出勤に早いから髪を結つてもらはうと思つて、道をまげて此の横を來たら髪結は居ないから、一人此の横道を來て大勢の女工さんに逢つたのです。そしてどこへ行くの、芝の山内に行くのならあそこには役員が居るから駄目よ、行けないわ、こう言つたばかりですと、あくまで辯解して居た。其の中に他の女工や職工が大勢來てワイ／＼云ふので『歸してやるから名前を言へ』と云はれてゐた。女工はとう／＼名前を言つた

私はその女の出て行く後姿を見送つて仕事場に入つた。どこの方でもストライキの話しばかりだ。夕方終業して正門を出ようとすると、入口から人が通る事の出來ない程大勢女工が集つて居た。中に廿四歳か廿五歳になる、子持女工らしいのが大聲を上げて、『おまい等、かへらうやあ、おれ等は解雇になつたんぢやないか。此んなところにまご／＼して居ると人に顏見られる、此の局に二度と來られないんだ、よく見て行け、おかげさまで夏休も出來る、行から行かう、みんな顏見てらあ――』すると終業して出て來る知人とみえる女工が、『お――どうした』『どうしたもねいよ、おれ等な、解雇さあ――あしたから來られねえんだ』と言つて電車の線路を彼方此方と別れ別れに走つて行く、途中局に對する不平と罵言と昂奮とが一歩一歩に增して來た。

七月十日

今朝の國民新聞を見るとストライキに就いて次のやうな記事が掲載してあつた。

『百七十餘名の女工の罷業騒ぎ』
首謀者十六名を理由なく馘首して大悶着

芝煙草專賣局赤羽分工場の仕上部女工百七十名は田中主任の偏頗なる處置に憤慨して七日八日の兩日罷業をなし芝の山内五重の塔下に參集した。工長小林うめ組長杉山、内田外十三名を首謀者と認めて突如何等の理由をも示めさず馘首した。中には全々罷業に與らざるものさへあり、當局者は唯だ都合上と而已にて理由を述べざるより一同は憤然として、九日新莊芝支局長の宅に赴き理由を訊したるも遂に要領を得ず、十六名は飽迄其の不當を鳴して新婦人協會に此れを訴へ、同協會は大いに注目すべき問題なりとし其の眞相を調査中なるが、此の問題は萬國勞働會議に於ても重要事項として協議せられたる、産婦保護問題に原因し居るを以て、當局に於ても充分に考慮せざるべからざるなり。

田中技師の偏頗な處置に憤慨せる組長杉山春子は語る。『從來赤羽分工場には、小林うめ(廿五)と言ふ古い工長が居た、其處へ昨年十一月芝支局から、百名計りの女工と共に佐野靜江(二十六)工長が來た。處が小林工長が姙娠した爲に約二ケ月計り休むでゐる間に二組を一つにして佐野工長が全體を總て居た。然るに七月四日小林工長が出勤すると邪魔者同樣の扱ひを受けて居たので、女工等は小林工長に同情し田中技師の許まで、從前通りにしてくれるか或は佐野及湧島主任を辭任せしめるかの二つの條件を提出した處が即座に拒絕されて了つたので、芝山内に會合したのであるが、二日目には愛宕署の警官の爲に解散を命ぜられ、中にも石坂ミヨと言ふ女工は分工場の事務員の爲に往來で散々小突廻された揚句に工場まで引摺られて行つた』と。即ち工長小林うめは出産の爲め職を失ひ、女工等は其れに同情して罷業を行ふに至りしなり。

讀み終つた時、私は私等女工はこうして酷使され虐られ、人權を無視されてもだまつて資本家の言ふがまゝに、如何なる事があつても服從しなけりやならないだらうかと思つた。かうした不當なやり

方をした時に、資本家を取締る法律がないのでせうか。金の無い者を取締る法律があるが金のある者を取締る法律がないなんて、此んな不公平な事はないと思ひます。私等貧ぼう人も人なら資本家も人だ、工場法なんて、全體どこへ使用するんだらう。女工職工があつて資本家があつて工場法が出來たものなら、私等仲間もそれに保護せられる權利のあるのは當然だが、此んな時にも何の役にも立たないものなら私等の爲に出來て居るのでない。資本家の爲ばかりだ、國際勞働會議だつてなんだ。おれ等にとつて〇〇〇〇〇（以下七行削除）

七月十七日

「××さん、全く私もくやしかつたよ」と、專賣局の罷業に關係した一人が言ひ出した、二三人寄つてストライキの話をしてゐた。「局の内部なんて聞くと全く面白い、あの新莊さんとやら支局長は内部の事なんかちつとも知らないんだから」「よく知らないからつて、責任がすむわけのものではないよ。女工さん等が支局長を訪ねたと新聞にあつたね、えらい勢だつたね」と私が聞いた。

「ありやかうなんだよ、罷業した者を皆集めて田中がお説法をしたのだとさ、その後で十六人を呼んで、君達十六名はストライキの主謀者と見とめますから辭職して欲しい。もし辭職願を出さない時は私の方から解雇するばかりです」と云ひ渡したさうだ。それで皆がかへらうとすると、支局長が突然に入つて來て、

「私は今まで旅行中で委しい話は知らないが、同じ別れるにしても心よく別れたい。就ては皆さんの中には私に會つて御話をしたい人もあるでせう、御希望があつたら私の家なり、本局なりへ御出なさい。宅には電話もあります」と電話番號まで敎へてくれたから、早速翌る日みんなで支局長を訪ねた。

するとどう心變りしたのか見事にはねつけたそうだ。ストライキ以外の事なら聞くが、ストライキに關係する事は一切聞かない、もう御前等は局の者でないから用事はない筈だと言語道斷の沙汰だつたさうだ……」

「其れもいゝさ、首きられた十六名は全くあはれさ、犧牲になつたもいゝが其の中には實際に煽動した人はないんだからなあ、ストライキの煽動者はあの十六名の外に居るんだよ。局としても其れを知り乍ら處分しないのだからね」「其れはまたどうしたんだ」「其れがさ、面白い理由かあるんだ。ほら、女工さんをこづいたとかいぢめたとか言ふ役員なあ、あの人が其のストライキの煽動をした女をくどいたのだそうな、其んな事があるから、煽動者つて事が分つて居ても解雇しないのだそうだよ。だからあの役員が、もし俺のことを他の人に話すと、君はストライキの煽動者だからすぐ解雇すると言つたさうだ。併しゐげで話した丈では分らないからしつかりした事を聞かうと誰やらがわざ〳〵あいつのところに行つて、ほんとうに□□さんがあんたにそう言つておどかしたかと聞いたら、たしかに言つたと言つたとさ」

「それからね、市川さんと平塚さんが支部長に正式に交渉に行つた時、女工さん達に對して希望があるなら家に來てくれと言乍ら、行つた時にははねつけたのは何故ですかと言つたら支局長つたら、其れは私も實はまづい事を言つたと後で思つた。などゝ言つてよわつてゐたとさ。又罷業に關係のない人を首きつたのはどういふ譯かと聞いたら、たとひ罷業に關係のない人があつても又十六名が生活に困つても一度決めた事はどうする事も出來ない、大勢の女工の見せしめにするのだと、横暴極まることを云つたさうだ」

支局長は其んな人か、あの專賣局の責任者が其れで自分の責任を果す事が出來るかしら。今日までの女工や職工は其んなやり方にも不平を言はなかつたか知れないが、此れからの人は、次代に來るべき新しき人間は必ずや其の樣な横暴に反抗せずには居られない。現代の改造の聲はなにを意味して居るのでせう。勞働問題は何故に發生したのでせう、當局も充分に考慮せざるを得ないでせう――横暴に對する報酬は一體何だと思ふのでせう。(終)――

花柳病者結婚制限に關する歐米諸國の現行法令

社會部研究會

米國各州の花柳病者結婚制限法

米國に於ては左の十一州が善種學的結婚制限法を實施して居ます。その中アンダーラインのある六州が花柳病者を含むで居ります。

Connecticut. Kansas, NewJersey, Ohio, Indiana, Michigan, Minnesota, Utah, Washington, North Dakota, Vermont,

尤もニユーヨーク、オレゴンの二州は表面から花柳病者の結婚を禁止しては居ないやうですが、手續上同樣の結果となるやうになつて居ります。左にミシガン、ノースダコタ、ヴアモント、ニユーヨーク、オレゴン諸州の條文を擧げれば、

一、シカゴ州法

一、精神病者、白痴者、及び黴毒又ハ痳病ニ罹リテ未ダ全治セザル者ハ婚姻ヲ爲スコトヲ得ズ。

二、黴毒又ハ痳病ニ罹リテ未ダ全治セザル者ガ結婚スルトキハ之ヲ重罪トシ、五百弗以上千弗以下ノ罰金又ハ五年以下ノ禁獄又ハ右ノ罰金及ビ禁獄ノ併科ニ處ス。

三、本法ニ關スル訴訟ニ於テハ夫ヲ妻ノ不利益ノ爲メノ證人トシ又ハ妻ヲ夫ノ不利益ノ爲メノ證人トシテ訊問スルコトヲ得。

四、夫又ハ妻ノ爲メニ前記ノ疾病ニ付キ診察ヲ爲シ又ハ處方ヲ與ヘタル醫師ハ、本法ニ關スル訴訟ニ於テ右ノ診察ニヨリテ發見シタルスベテノ事實ヲ證言スル義務ヲ負フ。

五、癲病、白痴、精神病等ノ故ヲ以テ公立病院養育院等ニ收容セラレタル者ハ、其疾病ガ全治シテ子孫ニ影響ヲ及ボス虞ナキニ至リタル旨ノ二名ノ有資格醫師ノ證明書ヲ郡吏員ニ提出スルニアラザレバ婚姻ヲ爲スコトヲ得ズ。

六、通常人ニシテ前項ノ條件ヲ具ヘザル前項ノ患者ト結婚シ又ハ其助言媒介周旋援助等ヲ爲シタル者ハ、重罪犯トシ、一千弗以下ノ罪金、又ハ一年以上五年以下ノ禁獄又ハ罰金及ビ併科ニ處ス。

一、ノース、ダコタ州法

第一條　本州ニ於テハ四十五歲未滿ノ女子、及ビ四十五歲以上ノ女子ト結婚スル男子以外ノ總テノ男子ニシテ、左ノ一ニ該當スル者ハ相互ニ又ハ他ノ者ト結婚スルコトヲ得ズ。

1 濫酒家　2 常習的犯罪人　3 精神薄弱者　4 癲癇病者
5 白痴者　6 精神病者　7 嘗テ遺傳性精神病ニ罹リタル者
8 重大程度ノ肺結核患者　9 傳染性花柳病患者

第六條　本法ノ規定ニ違反セル者、及ビ本法所定ノ申立ニ付キ不眞實ナルコトヲ知リツ、宣誓セル者ハ五十弗以上五百弗以下ノ

罰金、又ハ三十日以下ノ禁錮、又ハ罰金及ビ禁錮併科ニ處ス。

一、ヴアーモント州法

一九一七年三月十四日の「ヴアーモント」州法は、一九〇八年の花柳病防止に關する法律の中を左の通り修正した。

第一號　醫師ヨリ黴毒又ハ痳病ニ罹リタルコトヲ告知セラレタル者、又ハ藥劑ヲ賣リタル者ガ黴毒又ハ淋病ニ罹レル者ナルコトヲ知リタルトキハ直ニ其者ノ氏名、國籍、人種、婚姻本籍州、住所、年齢及男女ノ別ヲ州衞生局長ニ報告スベシ。衞生局ハ報告一件ニ付二十五仙ノ報告料ヲ給ス。報告ヲ怠レル者ハ二百弗以下ノ罰金ニ處ス。

一、ニユーヨーク州法

一九一七年五月十六日のニユーヨーク州法では市町村吏員は申請者をして「余は花柳病に罹りたることなし、或は過去五年間に於て花柳病に罹りたりとするも、今や實驗的診察の結果該病の傳染性なきを證明せられたり」といふ意味の宣誓申立を爲さしめねばならぬことになつてゐる。

一、オレゴン州法

一九一三年二月十六日の「オレゴン」州法は「結婚許可狀交附の條件として醫師の證明書を提出せしむること に關する法律」と題して大體左の如く規定してゐる。

第一條　結婚許可狀ヲ申請スル場合ニハ男子ハ有資格醫師ガ十日以内ニ作成セル傳染性花柳病ノ虞ナキ旨ノ宣誓診斷書ヲ提出スベシ

第二條　前條ノ診斷書ニ故意ニ虛僞ノ事實ヲ記載シタル醫師ハ本州ニ於ケル開業許可ヲ取消サル。

第三條　醫師ハ本法所定ノ診察及ビ診斷書附與ノ料金トシテ二弗半以上ヲ受クルコトヲ得ズ。

第四條　郡醫ハ赤貧者ニ對シテハ其請求ニ依リ無料ニテ診察シ且診斷書ヲ附與スベシ。

ノルウエーの結婚制限法

「ノルウエー」に於ては一九一九年一月一日から左の如き結婚制限法を施行した。

一、結婚當事者ハ現在ニ於テ癲癇、癩病又ハ黴毒其他ノ花柳病ニ罹患セズ又他ニコレヲ感染セシムルノ虞ナキコトヲ文書ヲ以テ證明スベシ。

一、現ニ花柳病ニ感染セルニ拘ハラズ强イテ結婚ヲ實行セントスル者ハ、男女雙方ニ於テ疾病感染ノ虞アルコトヲ認知シ、且專門醫ヨリ尙該疾病豫防ノ方法ニ於テ一定ノ訓戒ヲ受クルコトヲ要ス。

一、醫師ハ結婚當事者ノ男女ノ孰レカニ於テ自ラ花柳病ニ感染セルニ拘ハラズ、コレヲ隱蔽セル疑ヒアルトキハ遲滯ナク官憲ニ告知スベシ。コノ場合ニ於テハ、醫師ハ業務上ノ默秘義務ニヨリテ拘束セラル、コトナシ。

一、結婚後ニ於テ精神病又ハ花柳病ノ隱蔽セラレタル事實ヲ發見シタルトキ、若シクハ婚姻生活ニ堪ヘザル虛弱ノ體質ナルコトヲ發見シタルトキハ當該婚姻ハ取消サルベキモノトス。

一、虛僞ノ證明書ヲ以テ結婚シタルコトヲ發見シタルトキハ離婚ノ請求ヲ提起スルコトヲ得。

獨逸の花柳病撲滅法令

獨逸政府は一九一八年十二月十一日附をもつて花柳病撲滅令を發布しましたがその中には左の如き條文があります。

第三條　自カラ傳染ノ虞アル花柳病ニ罹レルコトヲ知悉スルカ、又ハ狀況上推知シ得ベキニ拘ハラズ同衾ヲ行フ者ハ、刑法上一層重キ刑ニ該當セザル場合ニハ三年以內ノ禁錮ニ處ス。

メキシコの結婚制限法

メキシコ共和國の新法令は、結婚せんとする時は男女双方ともワッセルマン氏反應の試驗を行ひ、其成績陰性なりし旨の證明書を提出せしめる事になつて居る。

なほ直接結婚制限法に關するものではありませんが、參考のためチエック、スロワック共和國の一婦人代議士の花柳病豫防法に關する建議案其他を左に轉載いたします。

チエック、スロワック共和國議會ニ於ケル一婦人代議士ノ建議案

一、總テノ公娼ヲ禁ス（貸座敷ヲ閉鎖スヘシ）
二、各旅館ヲ臨檢スヘシ。旅館ノ持主カ利益ノ爲メ又ハ知リツ、賣淫ヲ看過シタルヲ確認シタルトキハ營業權ヲ剝奪スヘシ
三、賣淫會合者ハ最モ重キ犯罪トシテ嚴罰ニ處スヘシ
四、密賣淫ハ嚴重ニ之レヲ取締ルヘシ。公衆及官衙ノ協力ヲ要ス
五、警察ニハ婦人巡査ヲ置キ風俗上及衛生上ノ監督ニ任セシムヘシ
六、賣淫者ノ爲メ收容所ヲ建設シテ彼等ノ風紀上及身體上ノ改善ヲ計ルヘシ。正業ニ服セント希フ者ニハ出來ルタケノ便宜ヲ與フヘシ
七、男女ノ醫師ヲ官吏ニ任命シテ傳染病就中黴毒及結核ヲ診斷シ豫防シ全治セシムルヲ務メシムヘシ
八、花柳病ノ屆出ヲ强制スヘシ
九、花柳病患者ノ周圍ニ傳染スルノ危險アル者ハ隔離スヘシ

ブラウンシユワイヒ

第一條　生殖器病ハ自ラ其病者ヲ診察スルニアラサレハ治療ヲ施スヲ禁ス（通信治療）
醫術開業免狀ヲ有セサル者ハ第一條ノ治療ヲ擔當スルヲ得ス
就中其治療ヲ營業的ニ繼續シ又ハ或利益ヲ得ヘキ條件ノ下ニ施スコトヲ嚴禁ス
禁厭モ玆ニ屬ス
第一條ノ一項二項ヲ犯シタル者ハ一年以內ノ禁獄及ヒ十萬マルク以內ノ罰金ニ處ス又ハ兩者中ノ一ヲ科ス又以上二項ノ禁止シタル治療ヲ公然又ハ文書圖畫若クハ想像スヘキ方法ヲ以テ播布シ治療ヲ引受クルヲ示スモノハ同上ノ罰ヲ科ス

第二條　生殖器病又ハ生殖器ニ於ケル疾病若クハ苦痛ヲ治療又ハ輕減セントスル方劑物體又ハ方法ヲ公然弘告スルコトヲ禁ス
文書圖畫若クハ其他ノ方法ハ假令暗示的ナルモ之レヲ傳播シ又ハ誇大ニ弘告スルコトヲ禁ス又以上ノ方劑若クハ物體ヲ一般公衆ノ目ニ觸ル、場所ニ揭クヘカラス
以上ヲ犯ス者ハ半年以內ノ禁獄ト三千マルク以下ノ罰金ニ處ス又ハ其內ノ一方ヲ科ス
第一條ニ揭ケタル方劑又ハ物體モ醫師藥劑師若クハ特ニ以上ノ物質販賣ノ許可ヲ受ケ居レル人々ニ向ツテ弘告スルコトハ妨ケス又學術的醫學雜誌ニ揭クルコトモ妨ケナシ

第三條　本規則ハ即日施行ス

一千九百十九年十月八日

ブラウンシユワイヒ人民代表者

第十七回獨逸國花柳病豫防大會ニ於ケル報告

一、花柳病患者ハ其病ヲ治療スヘキ義務ヲ負フコト
二、花柳病ヲ蔓延スル虞アル花柳病者ニハ治療ヲ强制スルコト

三、花柳病ノ甚シキ疑アル者ニハ身體檢査ヲ強制スルコト

以上ヲ施行センニハ

イ、無料治療所ヲ開クヘキコト

ロ、治療ヲ中止シ又ハ疾病ヲ傳播スルノ虞レアル患者ハ醫師ヨリ屆出ツヘキコト

ハ、醫師ハ何處ヨリ患者カ傳播シタルカヲ確カムヘキコト又患者ニ向テ疾病傳播ノ危險ヲ説明スヘキコト

ニ、假令對手ニ病ヲ感染セシメタリトノ證明ヲ有セサル場合タリトモ有病者ノ性交ヲ禁斷スルコト

ホ、花柳病ノ通信治療ヲ禁ス

ヘ、花柳病ノ治療藥ノ弘告ヲ禁ス

ト、徽毒性乳母ヨリ乳兒ニ徽毒性乳兒ヨリ乳母ニ傳染スルコトヲ豫防スヘシ

チ、風儀ヲ害スルカ如キ状況ニ於テ淫ヲ賣ルヲ禁ス

(これは前號所載の「花柳病と優種學的結婚制限法」の中に入るべきものですが、頁數超過のため本號に廻したのであります)

――らいてう――

花柳病男子結婚制限法否決の不條理さ

醫學博士　大澤謙二

花柳病男子結婚制限法制定に關する請願書が、第四十三議會に於て不採擇に終つた事は、本誌創刊號で委員會の速記錄を添へて掲載いたしました。その不條理について一應誌上で指摘しやうと思つて居りました所、大澤博士が「性」十一月號誌上で御意見を發表されましたので、博士及性編輯者の御承諾を得て左に轉載する事にいたしました。

請願速記錄と對照して御一讀を願ひます。

(請願委員會速記錄略)　折角の請願も斯くして否決となつた。今其理由を檢査すると左の五つである。

(一)性交以外にも傳染する場合がある。

(二)男子に限つて制裁を加ふるは不公平であり、且つ花柳病豫防の目的にも協はぬ。

(三)個人主義であり、且つ女尊男卑の歐米に於ては可なる可きも男尊女卑であり且つ家族主義である所の吾邦には行ふ可らず

(四)離婚の數を劇増する。

(五)慢性花柳病の有無は確實に診斷する事が出來ぬ。

扨此理由の中

(一)は請願否決の理由とはならぬと思ふ。成程食器煙草等より感染し、入浴の際傳染する場合は皆無では無い。乳兒歟乳母の一方が花柳病に罹つて居ると、他の一方に移る場合もあり、患部に觸れた手指より感染する場合もあるが併し是等は極めて稀であつて、夫婦の一方が花柳病に侵されて居る場合の如く、確實に他の一方に傳はるものではない。而して花柳病を家庭に輸入する者は、通常男子であつて、女子なる場合は極めて稀であるとすれば、此請願は採擇すべきものである。

(二)男子にのみ制裁を加へて、女子の花柳病を不問に付する請願を女子が提出するは勝手過ぎた話であると云ふのは、一應尤であり且つ花柳病豫防の目的を完全に達する道でない。併し乍ら賣笑婦以外の女子が花柳病に罹つて居る事は、極めて稀であるのに、之をも網羅せんとして大多數の無病なる子女を檢査するは當を得たものでない。楊子で重箱の隅迄ほじくる如きは政治家の業ではあるまい。

(三)男女平等たるべきは無論であるが、罹病者の數が不同の場合には其取扱に等差を生ずるのは止むを得ぬ次第である。男を卑み、女を尊ぶと云ふ意味ではないから、家族主義を破潰する憂は無いと思ふ。

(四)從前は清淨無垢の娘に、花柳病を感染せしめたのを怒て離縁させた場合が隨分あつたが、此法律が施行せらるゝと、此種の離婚は減ずるに相違ない。乍去男子には不品行の者が多いから、結婚し

てから、他所で花柳病に感染するも少くなく、從て請願書の第五項を實行する場合が增す事であらう。併し六項の制裁があるから、自然に品行も改まり大增加を來す事はあるまい。此增加と最初に述べた減却と相殺する時は、離婚の數が甚しく增進する事は無いと思ふ。

（五）慢性花柳病の有無を、確實に診斷する事の困難なるは事實である。乍却淋毒に於ては五回の陰性檢査を以て無病と斷定し、黴毒に於てはワッサルマン氏反應、尙進んではルエチン反應の無き者を健康者と見做す事とすれば、醫師の健康診斷は不可能ではない。歐米に於て花柳病者の結婚を禁じて居る國は少くないが、其診斷は斯くして行ふのである。

右の次第であるから、請願委員會が否決した理由は、正當の理由では無いやうに思はれる。

此請願を殆んど無効ならしむるものは此他にある。夫は何であるかと云ふに、吾邦に限つてある所の惡習慣である卽ち內緣の妻である。縱令立派な媒介を有する結婚であつても「婚姻は戶籍吏に屆け出づる事に由て成立する」のであるから、此緣組は法律上の行爲でなく從て健康診斷書を要せぬのである。若し內緣者の一方が花柳病に罹つて居つたならば、正式の屆出の時には早く既に之に感染して居る譯である。賣淫は禁ずる事も出來るが內緣は和姦であるから法律を以て左右する事は出來ぬ。請願者は此點に關して熟考せられん事を希望する。

研究部の會合日

會場……本協會事務所

政治法律部（毎日曜午後六時より 民法條文持參の事）

十二月五日午後六時より　平山法學士の親族法講義
同　十二日同　親族法改正研究會
同　十九日同　平山法學士親族法講義
同　廿六日同　親族法改正研究會

社會部（毎日曜午後二時より）

十二月五日午後二時より　社會學概論講讀
同　十二日同　花柳病豫防研究會
同　十九日同　社會學概論講讀
同　廿六日同　花柳病豫防研究會

教育部（毎水曜午後六時半より）

十二月一日午後六時半より諸名士の講話
同　八日同　研究會
同　十五日同　高女修身教科書調査
同　廿二日同　研究會

衣食住部

第一回會合十二月五日午前九時より開會、希望者の來會を歡迎します。

全國高等女學校長會議

第二回全國高等女學校會議は（大正六年に第一回が行はれてゐる。その時協議したり決議したりしたものが殆んど實行されてゐないが）十一月八日より三日間大阪市外樟陰高等女學校講堂に於て開催せられた。會するもの優に四百名、北海道や臺灣は云ふ迄もなく、關東州、青島、朝鮮の學校長も加つてあつたと聞くさえ實に盛大であつたらうと思はせる。

普通に、中學校、高等女學校の卒業生が今の社會の中堅をなすものと見て差支えなからうかと考へられるが、一體その高等女學校數は日本全國でどれだけかと見ると、

	七年	八年	九年
實科	一六一	一八七	一八一
高女	二五三	二七二	三三一

そして高等女學校と實科高等女學校の總數は全國中學校數を遙かに凌駕してゐる。この點だけから云つても、全國の高等女學校長の會議だと云へばその會の內容や、傾向などは社會にとつて重大な問題である。始めに提出されてゐつた議案の數はおびたゞしいものであつたが、協議案整理委員の手に依つて逐條討議の結果撤回されたものがかなり多く、協議題は左の如く分類せられた。

第一類整理議案

左の各項をその筋に建議す

一、女子高等學校を設立すること
二、高等科のみの高等女學校を設立すること
三、女子專門學校を特設すること
四、國立女子大學を設立すること
五、旣設の高等學校及專門學校に女子を入學せしむること
六、旣設大學に女子を入學せしむること
七、高等女學校敎員の待遇を中學校敎員と同等にするやう地方官を督勵すること
八、理科及家事科の設備に關し國庫より補助すること
九、官立體育學校並に體育に關する調査機關を急設すること
十、中等學校敎員養成機關を擴張すること

そして右の建議案の實施を速成せしめんがために左の方法をとる。

一、實行委員十名を置く
二、各女學校長は右建議案の趣旨を各地方にて宣傳する

第二類整理議案

一、我國現時の生活改善に關し女子敎育上注意すべき事項如何
二、高等女學校生徒に適當なる服裝如何
三、高等女學校を女子中學校と改稱せられんことをその筋に建議すること
四、國費を補給して高等女學校敎員を海外に派遣せられん事をその筋に建議すること
五、私立中學校を奬勵し大いに職員優遇の途を開かれんことをその筋に建議すること

談話題

一、新女學校令實施の實狀
二、思想善導の根本方策
三、高等女學校に性敎育の必要なきか、若しありとせば何人がこれを施すべきか、又その說明の範圍並に程度如何
四、高等女學校生徒に適當なる心身の特別鍛錬法如何
五、全國高等女學校長協會設立の件

これまで高等女學校と云へば嫁入前の大事な娘さんをあづかるところと云つて怪しむ者なく、學校當局者の苦心も亦その生徒の嫁入りに都合いゝやうにすることにのみ集中せられてあつたかの觀があつたが、今度の校長會議が女子の高等敎育機關設置を高唱して、女子の思想的社會的乃至人格的の獨立を要望してゐるのは喜ばしい事である。殊に最も固陋なものの定評ある人々のこの會議に於て、性敎育の必要が力說せられたり、良妻賢母主義が女子敎育の標語と

てから、他所で花柳病に感染するも少くなく、從て請願書の第五項を實行する場合が增す事であらう。併し六項の制裁があるから、自然に品行も改まり大增加を來す事はあるまい。此增加と最初に述べた減却と相殺する時は、離婚の數が甚しく增進する事は無いと思ふ。

（五）慢性花柳病の有無を、確實に診斷する事の困難なるは事實である。乍却淋毒に於ては五回の陰性檢査を以て無病と斷定し、黴毒に於てはワッサルマン氏反應、尙進んではルェチン反應の無き者を健康者と見做す事とすれば、醫師の健康診斷は不可能ではない。歐米に於て花柳病者の結婚を禁じて居る國は少くないが、其診斷は斯くして行ふのである。

右の次第であるから、請願委員會が否決した理由は、正當の理由では無いやうに思はれる。

此請願を殆んど無効ならしむるものは此他にある。夫は何である歟と云ふに、吾邦に限つてある所の悪習慣である卽ち內緣の妻である。縱令立派な媒介を有する結婚であつても「婚姻は戸籍吏に屆け出づる事に由て成立する」のであるから、此緣組は法律上の行爲でなく從て健康診斷書を要せぬのである。若し內緣者の一方が花柳病に罹つて居つたならば、正式の屆出の時には早く既に之に感染して居る譯である。賣淫は禁ずる事も出來るが內緣は和姦であるから法律を以て左右する事は出來ぬ。請願者は此點に關して熟考せられん事を希望する。

研究部の會合日

會場……本協會事務所

政治法律部（每日曜午後六時より 民法條文持參の事）

十二月五日午後六時より　平山法學士の親族法講義
同　十二日同　親族法改正研究會
同　十九日同　平山法學士親族法講義
同　廿六日同　親族法改正研究會

社會部（每日曜午後二時より）

十二月五日午後二時より　社會學概論講讀
同　十二日同　花柳病豫防研究會
同　十九日同　社會學概論講讀
同　廿六日同　花柳病豫防研究會

教育部（每水曜午後六時半より）

十二月一日午後六時半より諸名士の講話
同　八日同　研究會
同　十五日同　高女修身教科書調査
同　廿二日同　研究會

衣食住部

第一回會合十二月五日午前九時より開會、希望者の來會を歡迎します。

海内 婦人界

全國高等女學校長會議

第二回全國高等女學校會議は（大正六年に第一回が開かれてから、その時協議した事項を決議したりしたものが殆んど實行されてゐない）十一月八日より三日間大阪市外濱寺高等女學校講堂に於て開催せられた。會するものは全國の校長、北海道・臺灣に至るまで、[illegible]、學長、私立の學校長も集つてあつた。[illegible]盛況であつた。

[illegible]に、中學校、高等女學校の[illegible]が會合し[illegible]、[illegible]、一[illegible]

官 [illegible]　一十一　一六七　一六一
[illegible]　二五三　二七二　一

こゝに全國の高等女學校長と[illegible]事に[illegible]したことゝここに[illegible]ても、全國の高等女學校長の會議たるに[illegible]所中、[illegible]由などに就中にとつて重大な問題である。[illegible]とに提出されてあつた議案の數に及びただしいものであつたが、協議案整理委員の手に依つて[illegible]討議の結果撤回されたものもかなり多く、協議題は左の如く分類せられた。

第一類整理議案

左の各項をその筋に建議す

一、女子高等學校を設立すること
二、高等科のみの高等女學校を設立すること
三、女子專門學校を特設すること
四、國立女子大學を設立すること
五、既設の高等學校及專門學校に女子を入學せしむること
六、既設大學に女子を入學せしむること
七、高等女學校教員の待遇を中學校教員と同等にすることを[illegible]方官を[illegible]すること
八、理科及家事科の設備に關し國庫より補助すること
九、[illegible]に關する調査機關を[illegible]すること
十、中等學校入學試驗[illegible]を撤[illegible]すること

そこで右の整理案の實施を速成せしめんがために左の方法をとる。

一、實行委員十名を置く
二、各女學校長は右建議案の趣旨を各地方にて宣傳する

第二類整理議案

一、[illegible]の生活改善に關し女子教育上注意すべき事項如何
二、高等女學校に於て適當なる[illegible]如何
三、高等女學校を女子中學校と改稱せられんことをその筋に建議すること
四、國費を補給して高等女學校教員を海外に派遣せられん事をその筋に建議すること
五、私立中學校を獎勵し大いに職員優遇の途を開かれんことをその筋に建議すること

談話題

一、新女學校令實施の實狀
二、思想善導の根本方策
三、高等女學校に性教育　必要なきか、若しありとせば何人がこれを施すべきか、又その說明の範圍並に程度如何
四、高等女學校生徒に適當なる心身の[illegible]別課[illegible]法如何
五、全國高等女學校長協會設立の件

これまで全國高等女學校長[illegible]

して不適當でないかと云ふ説が出たりした事は特筆に價する。但し殘念ながら我々の注目してゐたそれ等の新しい議案はうやむや裡に葬り去られたやうではあるが、とにかく、女子を以て一箇の賣品視し男子の奴隷、または生きた道具のやうに見て、女子教育とはひたすらに男子(即ち買手)の欲望に媚びて、その歡心を買はんとすることであつた時代は既に去つて、男女對等に、協力して行かうとする新時代が近づいて來てゐることを見のがす事は出來ない。

猶、序を以て全國高等女學校長協會なるものが成立したらしいが、「女子教育の進歩を圖り會員相互の和親を厚くするを以てその目的とす」といふだけでは、あまりにありふれた辭令で、又抽象的にすぎてさつぱり解らない。けれ共今後引續き開催せられるといふ同會議が、必ず時勢の改變に伴ふものであらうと信ずるために樂觀したいと思ふ。被教育者と教育者の思想感情が根本的にかけ離れてゐて、水と油のやうに互ひに相容れず相背いてゐること、現代程著しい悲喜劇を生じてゐることはないやうに思はれる。切に教育者の方々の熟考を願ふ。

生活改善同盟會

——結婚に關する改善事項——

一、婚約をなすには先づ相互の健康診斷書を交換するが宜しい

二、婚約の前後には兩親其他の監督の下に互ひに相知る機會を成るべく多くすること

三、結婚費は年収の三割以下が適當であります

四、新婦及び婿養子の入籍手續は結婚式擧行と同日にこれを行ふこと

五、結婚式は自宅又は神聖の場所に於て之を行ひ料理店等を避けること

六、披露の會は成るべく自宅に於てこれを行ひ簡略を旨とし招待者は親近者に限ること、但し結婚の通知はこの限りにあらず

七、披露會の席上新婦の色直し(着換)を廢すること

八、祝儀品は虚飾をさけ祝儀返しを廢すること

右は「人生の一大事であるべき筈の結婚が、往々結婚の根本義である相互の人格、健康、將來の責任等を輕視して支度、披露、祝儀等の外形に屬することにのみ力を入れ、とかく虚飾に流れるといふ宿弊」に對して生活改善同盟會が參考案として發表した改善の要項である。

八ケ條の參考案は悉く非常に結構なものである。そして一時も早く世の中がこんな風に改まれば非常にいゝと思ふ。唯私達の疑念を懷くことは、結婚は人生の一大事であるといふ事を耳にタコが出來る程聞いてをり乍ら、何故斯ういふ案が生れて來たかといふことである。そしてさういふ風な宿弊を作つてゐる現在の社會狀態を考へた時に、斯うしたおめでたい參考案がどれだけ具體的効果を擧げる事が出來るかと疑ひ度くなるのである。さうした立場からこれを見た時に、結婚を人生の大事であるといふ宣言の下に生れた同案が、其一大事の當事者である二人にとつて、最も根本的のものであるべき愛の問題に少しもふれてゐないといふ事は、同會が斯くの如く數ケ條を示して從來の形式的な結婚を改善せんと努力してゐるにもかゝはらず、徒らに外的な事についてのみ喋々して、ものゝ根底に觸れてゐないといふ憾みを抱かせるものである。

殊にこれらが何を標準にしてなされたものであるかは知らないが、自分達の見るところでは、斯ういふ煩鎖な 念の入つたお喜びをするのは一部の有産特權階級だけでそれらをしたくても出來ない親や息子や娘が今の世の中に一番多いといふ事を考へたならば更に熟考を要するものが甚だ多い筈だと思ふ。因みに同會では住宅改善、服裝改善及び、結婚に關するもの丶外に葬儀、贈答、宴會、外國人に關すること等の諸社交儀禮の改善に就いて協議中であるが、何れにも同じ苦言を呈したいものである。(む)

◆反響◆

■三角錫子氏（東京）……自分が病弱なればなる丈け、實際運動におつくし被遊る方に敬意を表し候次第に御座候。會員募集のことも出來るかぎりいたす可候。私は只貧しい懐から毎月壹圓づゝ御寄附いたす考に御座候。

秋ます〳〵深くして自然の凋落する中に、炎のごとく沖天せんとする事業を遙かにながめ、身は藥餌に親しみ居つても心は少しも衰へぬつもりに御座候。其内病氣恢復いたし候はば皆樣にも御目にかゝるべく樂しみに致し居り候かしこ。

■鈴木國香氏（米國）……いつも乍ら日本婦人の向上の爲め御奮鬪の壯景想見するさえ吾々海水に漂浪つく同胞を心强く感せしめないでは置きませんでした。殊に此の度と申上ぐるも古い事ではありますが花柳病男子の結婚に關する請願等、甚だ當を得たる御發議に對しては尊敬せずには居られません。或る花柳病に罹つて居る男子と結婚した婦人と、夫れに關聯して起つた悲劇によつて痛切に感ぜられました。此等の悲しい出來事が日々世の中に起つて居るとより外は思はれません、そして此の度の請願事項が通過して、いくらかづゝでも害毒が減少して與れたならとヒシ〳〵と思ひ當るのであります。

別に封入した寫眞は大正七年の暮にワシントンのホワイト、ハウスの前を通つた時に目擊した事實であります。彼等女權論者は此通り人が前に居なかつたにも不拘絶叫し、力說し、約二時間も意見を吐露した。道を通る人は何千人或は其以上であつたらふ然し長くて三分或は一分、多くの者は烏が啼くとも思はずに過ぎ去りました。始めはあはれに思はれ、中頃は馬鹿らしくなり、次に彼等の熱心に動かされたのでした。缺點だらけの米國婦人（吾々から見たら）……にも、働く事と元氣な事と、政治に對して一般に理解を持つて居るだけは感服して居ます……

■森前美都江氏（東京）……現在の法律の男女に對する不公平政治參加の否には敎養あさく識見なき吾々でさへ（私の知る範圍內の人）不平を感じて居ります。政治に對する理解、智識、法律に對する理解等智識慾が盛んに燃えて居ります。併し職業婦人として働きつゝある今の境遇では、それらの智識を得、それらを理解し、それらの任に當る事が出來ぬのが殘念でなりません出來るものなれば苦學の道を取つてでも此等の慾望を滿足する丈けの識見と敎養を得たいなどと生意氣を發揮してゐます……

■前川隼子氏（大阪）……世の中の人もいつかは皆樣方の活動を十分に理解する樣になる事でせう。然も其れは目前に迫つてゐます……直接に協會の空氣を呼吸する事が出來ないのですから、せめて雜誌の出るのを待ちわびてゐます。

□田中恭子氏（今治市）……皆樣と御一緒に世のために働ける事を嬉しく思ひます。私は毎も〳〵よく讀み無駄のないやうによく働かうと思つてをります。皆樣の趣旨には御贊成下さいましても一歩の所で會員にも御購讀も下さいませんので泣きたくなります。地方のこうした所とて若い方等はともすれば親にしばられたり、結婚の爲などでにぶりがちで困ります……

■池上光子氏（岡山）……早く次號の出るのを樂しみにお待ち致してゐます。中々人手の少ないのに校正やら廣告の所舍やら、人知れぬ御苦心の多い事とかげながら祭してゐます。どうかいつまでも健全な御發達なさいます樣希望致してゐます。

□佐々木かすみ氏（廣島）……當地の樣な田舍におきましても女性覺醒の聲は大分高う御座います。男性からの要求でなく吾々女性のさけびで御座います。誠によろこばしい事と存じます。私共も及ばぬながら全力を上げて少しでも女性のために活動いたさうと存じます。

■久保田竹子氏（名古屋市）……まだ〳〵女を輕視するばかりか、目覺めた婦人を依前日本在來の婦人美を毒するものとして憎惡視して居る者の多い（當地等では）今日、女性の最高權威とも見るべき御誌の發刊は誠に慶賀すべき事と深く〳〵嬉んで居ります。そして皆樣の御奮鬪と御努力を厚く感謝致して居ります。

■茅原華山氏（東京）……拜啓「女性同盟」御寄贈被下厚く御禮申上候、此次ぎの「內觀」にて十分に御紹介申上候。私は最早月並政治家の御家騷動、政權爭奪に厭き〳〵致し候。私のみならず世間一般が同感だろうと存じ候。（彌次馬連はいざ知らず）

依つて私は今期の議會は自覺したる婦人の運動を自由ならしめ便宜ならせるが爲めに男子は須らく政治に對してストライキの態度を取るべし、男子は婦人運動を積極的に助けるは宜ろしからず、婦人の運動は婦人自身に任かすべしといふのに有之、此議を提唱する積りに御座候。時下折角御自愛婦人の爲めに努力被下度候早々。

■としえ氏（東京）……私は目白の女子大學に籍をおいてゐる者ですが、貴會の運動が多く同窓の先輩諸姉の御盡力に依つてなされてゐることを誇らしく思つてをります學生の身の悲しさにはあり餘る熱をもち乍ら走せ參ずる事もならず、友人もみな、實社會に近づけまいとしてゐる今日の學校の敎育方針を不滿に思つてをりますが……

本部通信

□支部新設

平塚理事は豫定の通り十一月六日に出發して北陸關西の旅行を了へ、十七日の午後歸京しました。各地に於ける狀況は同氏の通信及支部通信の中に詳報されて居りますから此所には省きます。只此度の旅行によつて新設された支部名と幹事の氏名を左に掲げます。

名古屋支部　幹事　高田ひさ子氏、北村鈴重氏
大阪支部　幹事　和田篤子氏、原田皐月氏、山本好子氏
神戸支部　幹事　石原良子氏、尾本憲子氏
福山支部　幹事　阪口みつ氏、山口君子氏
三原支部　幹事　篠木ノブ子氏、花木チサオ氏
廣島支部　幹事　高橋カメヨ氏

□會員及讀者の增加

會員及讀者諸氏の御盡力と、雜誌の發行とから、大變增加してまゐりました。此上の御助力を願ます。婦人の方はなるべく正會員として御入會下さる事を希望します。正會員は「本會の事業に直接關與し……」とありますが、これは時間と境遇の許す範圍内でよろしい、又紹介者が入用になつて居りますが、これもない方は直接本部へ仰有つて下さればよろしいから、どし〳〵御申込み下さい。

□研究部員

研究部の集りの日及其の研究事項等は別欄に掲載してありますから、それを見て御出席下さい。東京の正會員の方でまだ部を御きめ下さらない方は至急御申出で下さい。尙賛助會員の方で研究會に御出席希望の方は御申出で置いていたゞき度いと思ひます。臨時の集會の時などの通知の便宜の爲めに。

□請願について

會員及直接購讀者の方々には請願書を御送りいたしましたから御入手下すつた事と思ひます。締切期日は十五日と申上げましたが二十日迄御待ちしますから、全部を埋めて御返送下さる樣御願いたします。尙用紙はまだ御座いますから御申越し次第送ります。もうどし〳〵調印されたのが戻つてまゐります。此樣子では豫定の一萬人は大丈夫得られるだらうと思ひます。

□寳塚の歌劇公演

平塚理事が關西へまゐりました節、寳塚へ寄つて小林一三氏に面會しました。そして協會の資金を得るために歌劇公演の事を願つて見ました所、早速同氏の御内諾を得ました。何れ來春大阪で、秋には神戸京都で公演する事になるだらうと思ひますが、詳細は追つて發表いたします。

□廣島の事件

協會日誌で御覽下すつた事と思ひますが此度新設された廣島支部に對して、當局が干渉いたしました。たとへ一支部の小事件でも全體に關する事でありますから、充分調査して徹底的に解決したいと思つて居ります。今調査中ですから次號あたりで發表が出來ませう。

正會員名簿

大阪市外鐘ヶ淵大阪支店内	和田篤子
和歌山縣海草郡日方町	西端さかえ
山梨縣東八代郡相奥村二一六	野澤やう
神戸市大手後一七	尾本憲子
同	尾本和榮
赤坂區新町三ノ一九赤坂館	百瀬しづ子
和歌山縣海草郡日方町	谷井とみ子
市外世田ヶ谷局松澤村松原五七	石田みつじ
小石川區大塚町五十八	平山信子
本郷區動坂二十四	伊藤つぎ子
市外西巣鴨町宮仲二二五二	市川ふみ子
芝區白金三光町二九三	岡本かの子
麹町區有樂町一ノ三	兒玉眞子
市外雜司ヶ谷町畑	高島きくえ
府下中野町字中野三九九	加藤みどり
府下大井町坂下	阪本眞琴
愛知縣中島郡朝日村市川氏方	江口清子
市外西巣鴨町宮仲二三〇四	伊藤和子
名古屋市西區江川町一丁目	戸田靜子
在原郡下大崎町九八	高屋まき子
小石川區高田豊川町四十三	田中芳子
市外中澁谷四七	稲永しづ子
神田區錦町一ノ一中沖氏方	吉屋信子
和歌山市北新金尾町七	芦津サト子
市外池袋大原一三五五	山田美津子
府下高田町鶉山一五〇六	吉田清子
福岡縣糸島郡前原町	山下靜枝
小石川區小日向臺町二丁目	黒崎悦子
市外千駄ヶ谷原宿二八九	矢部初子

（以下次號）

支部通信

神戸支部

幹事長　石原良

▼十月二日　神戸親和高等女學校にて看護學講習會ありしとき、御知合となりし方々に宣傳して左の二姉を紹介せり。

神戸市石井町二ノ一四二　長谷川すみ枝
神戸市元町三ノ二二　大原なつ子

又御近所にて親敷交はる　小川種子

右の入會者を得て十月廿二日以上三姉の入會申込書及三ヶ月分の會費四圓五十錢を本部に送附せり。

▼十月廿五日　大阪朝日新聞社主催關西婦人聯合大會の時勸誘したる人々、

武庫郡六甲村ノ内八幡村　島とき子
大阪市北區中町一丁目　中島松枝
同市北區天滿橋筋四丁目　高津藤子
同　高津菊子
兵庫水木通五丁目九ノ四三　松永ますみ
大阪市南區天王寺悲田院町　酒井從子
尼ケ崎寺町　三枝樹益榮
大阪市西區靱上通二丁目　岡田里子
同市西區江戸堀北通一ノ二八　湯淺奈良江
大阪東成郡天王寺　左納千代子

若し入會申込書及宣傳書等を其時私にして持參し居たりしならんには、右等の方々の大部分即座に正會員となられしものを。

▼十月廿九日　武庫郡芦屋にて開會の「なのりそ」會より私に講演を依頼されしに、折あしく扁桃腺炎にて發聲難儀なりしゆゑ出席を斷りしが、私の夫、代理として參會し英國に於ける女子參政權論者の過去と現在の模樣を本人滯英中見聞の儘を話し之に關聯して我新婦人協會の主張をも話せり。其時私が無事にて臨席し得しならば、一層詳はしく諸姉に我新婦人協會の主趣を宣傳し大に御贊成を得しならんにと殘念なり。

▼十一月二日　神戸親和高等女學校運動會のとき勸誘したる人々、

西須磨八本木　宮城保子
神戸市元町五丁目　西村愛子
神戸市北長狹通五　池田のぶ子

▼十一月四日　兵庫縣立高等女學校に於て大阪朝日新聞記者遠藤楼外楼氏經濟講演の時、左の方々は入會を畧ぼ承諾せられし故入會書渡しずみ、但し宣傳書不足故渡すを得ざりき。

尻ケ崎市外杭瀬古樋　袖山芳子
神戸市平野湊山町一八八　黒田耐子
同市三宮町二ノ三三三　池田藤子
東須磨二〇八ノ一　柴田千代子
同　右姉君　柴田夫人
神戸市平野下祇園町　小谷すゑ子
神戸市平野上祇園町一九六平吉　義枝

▼十一月四日　午後六時、私は是迄入會申込書及宣言綱領等持合せなき爲め、如何に會員を得るに不便不利益を生ぜしか、然るに十一月七日親和高女にて「文化生活研究會」主催吉野作造博士其他の講演あるに付き、其時を利用し大に我新婦人協會の主義を宣傳し、入會者を得んとせしも前記の書類なくては困まる故、東京本部平塚氏宛左の通り電報を發す。

「入會申込書及宣言書澤山すぐ送れ」

然るに右宣言書類其折までに本部より着せず、然し幸にも左の方々の贊成を得たり。

神戸市若田町一丁目　永井とき子
同市松本通四丁目　廣岡ひで子
同市楠町五ノ三　大谷八重子

▼十一月七日　東京新婦人協會より雜誌一包、神戸驛小荷物掛に着して居るゆゑ、受取に來れと通知あり、早速受取りに至りたる處小荷物切符なき故渡し異れず、即ち本部に其旨を通知し右書付至急送り來るやう頼む。十一月八日私は保證人を立て神戸驛より右一包の雜誌を受收る。披き見れば、中に「女性同盟」の外入會申込書及宣言書多數同封しあり。卽ち早速入會希望者及贊成者へそれぐ郵送す。

▼十一月十三日　夜までに入手したる通信左の如し。

大阪　高津菊子（十一月五日付）
一兩日中に本部に入會申込む
尼崎　三枝樹益榮（十一月九日付）

神戸　主人不賛成に付入會せず
　松永ますみ（十一月六日付）
　原籍地に歸る事になり入會せず雜誌一部代送り來る
尼ヶ崎　柚山　芳子（十一月六日付）
　入會申込む、主義共鳴に堪ゑず
神戸　池田　藤子（十一月十日付）
　入會申込書本部に送る

▼十一月十三日　今日午後は兼ねてより樂しみに待ち居たりし平塚女史來神の筈とてソワ／＼時計ばかり眺めて居りし處へ、電報が配達され、取手もおそしと讀下せば「アスアサユク」と、拍子拔けの心地にてガッカリと椅子にかゝる。

▼十一月十四日　朝の約束にお越しなく如何かと案じ居る時、十二時半管井靜子姉と同伴、平塚女史遂に來らる。熟て兼ねて通知し居たる事とて左の諸姉續々と來會せらる。

長谷川すみゑ　尾本　憲子
長野まつ子　脇阪千代子
小川　種子　柚山　芳子

右に平塚女史管井姉及私を加へて計九人會合し、冒頭に女史より支部設立の事につき諄々と御話あり、それより支部規約草案第一條より十一條まで逐條審議す。結局支部は會員の殖ゑるまで私宅を使用する事に決まり、管井靜子姉は商議員、尾本憲子、長野まつ子の二姉は幹事、私は僭越ながら幹事長を承諾せねばならぬ事となれり。話題百端、平塚女史は會歌が欲しいと發言され一同大賛成、幸ひ管井姉の夫君が東京音樂學校御出身故、同姉に依頼し又他にも試むる事とし、私は又會員の徽章を作る事を提議し、是又一同の賛成する處となる。又會員を殖やす事は焦眉の急務なるも、成るべく相當の教育あるものを勸誘する事、卽ち量を殖やすと共に質を撰ぶ事を申合はす。尚ほ來年三月頃に花々しく新婦人協會神戸支部發會式を擧げ、大々的宣傳を行はんとの申合を爲す。

▼十一月十五日　午前八時廿五分の汽車にて平塚女史は廣島に出發せらる。

（大正九年十一月十五日）

廣島支部

幹事長　篠木　ノブ

▼十月の終り東京から歸りまして、御約束の三日を待つて居りましたが、何の音沙汰もありませんでした。六日になつて、平塚樣から、十五日に行くと來電がありましたので、嬉しくて雀躍りしました。

動かされない堅實な人丈といふ事でしたがやつぱり慾氣が出て、御目にかゝらせる丈でもといふ氣になつて、各部二三名宛に通知しました。

▼丁度其頃地方新聞に平塚氏談として、參政權運動について書かれ、そこに私の名が出ましたので、サア大變、男子の先生方の嘲笑の種になりましたが私は平氣でした。然し的はづれの不眞面目な批評は私を怒らせてしまひました。とう／＼「平塚氏と私について」といふ公開狀、これも的はづれかも知れぬが）を新聞に出して、私の態度を鮮明して、攻擊も批難もいゝから表面からやつてもらひ度いと言ひ切りました。

▼母校の先生方にはだん／＼理解して頂ける方もありますので大變元氣づきましたが初め双手を擧げてなどいつて賛成しておき乍ら「どうも校長や男教員が」などと尻込みするのに逢ふと元氣を挫かれます。然し市川樣が「攻擊はありますよ」と仰言つた事を思つては又元氣を出してをります。參政權はかなり反對もありますし、皆を恐がらせます。

然し花木氏にしろ坂口氏にしろ高橋氏にしろ、皆强い方だから力强く思ひます。

▼十五日には豫定の通り午後三時で平塚樣がおいでになりました。師範の會議室をお借りして、お話しをして頂きました。男女取交ぜて四十人ばかりの集合でした。解つた人には解つたらしく解らぬ人には解らぬらしくありました。「面會人が」つて呼ばれて行つたら高等刑事でした。正會員は今の處十六人です。然し直ぐ出來る筈です。

（十一月十七日）

協會日誌抄

十月二十八日――十一月二十四日

▼十月二十八日(木)　更に衆議院議員選擧法改正の請願書(婦人參政權要求)を今議會に提出する事に決定。

▼十月二十九日(金)　平塚、市川、奥午後五時半より富士見軒の廣岡宇一郎氏招待會に出席。

▼十月三十日(土)　夜、市川維持會員訪問及支部設立の要件を帶びて名古屋へたつ衆議院議員選擧法改正の請願書案なる。

▼十月三十一日(日)　三種の請願草案印刷評議員に送付して意見を求む。

▼十一月一日(月)　明治神宮鎭座祭。

▼十一月三日(水)　市川朝歸京。

▼十一月四日(木)　平塚北陸及關西出張の日程決定、其の準備をなす。

▼十一月五日(金)　平塚、市川政友會本部に岡崎、林、廣岡、高橋の諸氏訪問、次いで內務省に松田勅參を訪問して治警五條について聞く。

▼十一月六日(土)　事務所當分の中隣家に引越すことに決定。平塚夜十時二十分の列車にて越後柏崎に出發。支部規約起草

▼十一月七日(日)　關西出張の各地の會員へ書面發送。支部規約印刷發送。午後七時より政治法律部研究會開會。今日午後平塚柏崎にて講演の筈。

▼十一月八日(月)　奥、市川印刷所へ校正に行く。請願書の印刷注文。

▼十一月九日(火)　奥、市川校正に行く。渡邊氏に新聞廣告依頼。平塚より八日名古屋支部成立の通知あり。

▼十一月十日(水)　山內、午後事務所に引越す。市川校正に行く、奥、夜オロラ協會發會式にて講演。

▼十一月十一日(木)　市川校正に行く、漸く校了。

▼十一月十三日(土)　事務所の引越しをなす。川瀨、星野、高島諸氏手傳ひに來らる。

▼十一月十四日(日)　午後から夜十一時迄發送の準備をなす。田島、川瀨、武田、塚本、宮島、高島諸氏の手傳ひを受く。

▼十一月十五日(月)　朝下谷局より發達、午後各書店に配本。椅子五脚、机二脚購入神戶支部盛會との通知來る。

▼十一月十六日(火)　請願書發送準備。

▼十一月十七日(水)　午後二時頃平塚歸京夜教育部研究會開會。

▼十一月十八日(木)　請願書發送。

▼十一月十九日(金)　平塚、加治氏訪問、市川第三號原稿印刷屋に持參、夜星島氏訪問。

▼十一月二十日(土)　平塚、櫻井、橋本氏訪問。

▼十一月二十一日(日)　午後社會部會兒童衞生展覽會見學、請願書發送。夜政治法律部會平山法學士の民法講義を聽く。廣島篠木氏より縣當局干涉の報來る。午後二時迄對應策凝議。

▼十一月二十二日(月)　平塚、內務省に川村警保局長及後藤秘書官を訪問し、文部省に赤司局長訪問・更に政友會に廣岡氏訪問。山田みつ氏來訪。

▼十一月二十三日(火)　山田、市川東京發湯河原に澤柳政太郎氏を訪づね、午後十二時歸京。

▼十一月二十四日(水)　原稿整理、廣島關係者へ報告請求の書面を出す。

○事務所より

引越してからもう二週間になります。大分整理が出來てよささうな頃ですが、まだ机と椅子があるきりです。事務所でも一軒の家となるとお茶道具から雜巾までもいります。不便は感じながらもそれを考へて一々買集めるだけのひまがありません。それに一通り揃へると經費も可成りかゝります。

こんな事を先日三四の會員の方が集られた時に御話しましたら「それは會員や讀者が考へて一つ宛寄附したらどうです。紀念になつていゝし、事務所に親しみが出來るから……」といふ說が出ました。それは好都合だからぢやそう云ふ事にして皆さんに願つてみませうといふ事にしました。二三の方からは巳に左記の品々を寄附していたゞきましたが、外の會員及讀者の方々にも御願ひしたいと思ひます。

寄附について

一、金額でも差支ありませんが、可成物品を願升。

一、小物は重複するかも知れませんが、かまひません。

一、皆樣が御使用になつたもので不用品で結構です。

一、物品の種類について問合せ下されば御答へします。

一、物品には氏名を書いて、市川宛に御届け下さい。

一、この寄附はなるべく早く願升。

寄附者氏名

湯呑十個、土瓶一個　川瀨俊子氏

塵籠一個、手洗鉢一個、皿十枚、鉢一個　星野靜子氏、後藤カホル氏

比較婚姻法論（續）

法學博士　穗積重遠先生講述

而して其根本觀念が女を財產視し物品扱ひにする事に存するのは、右の三階段を通じて同じなのでありまして、これが眞正の婚姻制度でないと云ふ事は明かであります。

其處で今日の文明國の認めて居る婚姻制度は是等の制度ではなくして、所謂共諾婚であります。即ち夫たるべき男と妻たるべき女の兩當事者自身の承諾があつた場合に始めて婚姻が成り立つと云ふ階段に今日の婚姻制度は進んで居るのであります。併し御承知の通り我が國では最近まで或は今日に於ても婚姻に付て當事者自身の意思に充分重きを置いて居るかどうかと云ふ事は疑問でありまして、最近數年に於て此等の點は非常に改善されたやうでありますけれども、まだ或る方面に於ては、婚姻と云ふ事が、夫たるべき男と妻たるべき女との合意でなくして、少なくとも女の方の親と夫たるべき男との約束であるかの如き觀念や事情も存して居ります。此點も尙ほ將來に於て考へなければならぬ問題であると思ふのでありますが、兎に角理論としては今日我が國の法律は固より共諾婚主義を採つて居るのでありまして、當事者双方の承諾がなければ婚姻が成立しないと云ふことは申すまでもないのであります。

（四）一時婚と終生婚――離婚問題

昔からの婚姻の歷史を見ますと、古代に於て、又野蠻人の間に於ては一時婚と云ふ事が行はれた。即ち婚姻が永久のものでなく、或る一定の時期の間に於ける男女の共同生活と見る考へであつて、殊に子供が出來て其子供が相當に育つまでと云ふ位の間を一期とする一時的婚姻が行はれて居つたと云ふのであります。併しながら今日の婚姻が一時婚でないことは明かな事で、婚姻は終生を目的とすべきものであると云ふことに今日の文明國の法律は皆一致して居るのであります。即ち法律的の言葉で言へば、期限附婚姻或は條件附婚姻と云ふやうなも

のは今日の法律の認めない所で、其點は今日の法律として爭ひのない所でありますが、唯だ終生婚と云ふ意味に對する嚴格の度が或は問題となるのであります。終生婚と云ふことを嚴格に取れば結婚した以上一生別れること は出來ないと云ふことになる、即ち離婚を許さぬと云ふ結論になるのであります。「クリスト」教殊に舊教の考で は離婚を非常に嫌ふのであつて、婚姻は眞に文字通りの意味で終生でなければならぬとし、他方絕對的一夫一婦主義と云ふ方面からも、容易に離婚を許さぬのであります。若し夫婦の間がどうしても調和が出來なければ、已むを得ずんば別居しても可い。けれどもそれは唯だ夫婦が別居するだけで、夫婦關係其ものを絕ち切る事は出來ない、即ち他人と再婚することは許さぬと云ふ、離婚禁止主義でめります。其典據は聖書にある。馬太傳第五章の有名な山上垂訓の部の三十一節以下に、

また曰ることあり凡そ人その妻を出さんとせば之に離緣狀を與ふべしと然ど我爾曹に告ん姦淫の故ならで其妻を出す者は之に姦淫なさしむる也又出されたる婦を娶る者も姦淫を行ふなり

とありますが、それを更に布衍した說明が馬太傳第十九章の三節以下に出て居る。

パリサイの人きたりてイエスを試み曰けるは人なにの故に係らず其妻を出すは宜か答へて彼等に曰けるは元始に人を造り給ひし者は之を男女に造れり是故に人父母を離れて其妻に合二人のもの一體と爲なりと云るを未だ讀ざるか然ばはや二には非ず一體なり神の合せ給へる者は人これを離すべからずイエスに曰けるは然ば離緣狀を與へて妻を出せとモーゼが命ぜしは何ぞや彼等に曰けるはモーゼは爾曹の心の不情に因て妻を出すことを容したる也されど元始は如此あらざりき

是は「クリスト」教義として、即ち宗教的道德的の教訓としては實に結構千萬なことでありますけれども、離婚を許さぬと云ふことを法律で定めるが宜いかどうかと云ふことは又別問題であつて、大に研究を要する所であり、離婚制度問題の中心となる點であります。兎も角も西洋諸國に於ては宗教上離婚を嫌ふので、それが法律制度の上にも反映して居ることを注意すべきであります。

(五)肉體婚と精神婚

婚姻は共同生活であると云ふが、一體共同生活とは何を云ふか、肉體的關係を云ふか精神的關係を云ふかと云

ふのが次の問題であります。勿論精神的關係であると云ひたい所でありますけれども、西洋諸國の法律制度等を段々見ますると、さうでない傾向が可なり現はれて居るので、卽ち肉體的關係に重きを置いて居るのであります。是も矢張り「クリスト」敎と關聯があるのでありまして、今引いた馬太傳の第十九章にも、

人父母を離れて其妻に合二人のもの一體と爲なり

とあつて、これは創世記の第二章から出た文句であります。邦譯聖書には「一體」とありますけれども、英譯聖書には「ワンレッシ」卽ち「一肉」と書いてある。恐らく原文からがさうなのでありませう、そこでこの「肉」と云ふ言葉に重きを置いて、肉體的關係が婚姻の要素であると云ふ考へに、西洋諸國の「クリスト」敎主義の法律が可なりに傾いて居るのであります。例へば今申した通りに「クリスト」敎主義の法律殊に舊敎主義の法律では離婚を許さぬ方針になつて居りますけれども、婚姻の儀式は敎會で擧げたが併し夫婦が未だ肉體的共同生活をしないと云ふ場合には、離別しても宜しいと云ふことになつて居る。それは未だ婚姻が本當に成り立つて居らぬから離婚しても宜いと云ふのであります。又革命以前の「ロシア」の法律では八十歳以上の者の結婚を禁じて居る。これなども婚姻は肉體的關係であると云ふ所から來て居るのではあるまいかと思ふのであります。御承知の如く元の「ロシア」は非常な宗敎國でありますが、さう云ふ國に於て却つて靈より肉に重きを置いて居るので、不思議な感じがするのであります。併し今日の法律としては婚姻が精神的共同生活であると云ふ點に重きを置かねばならぬ。肉體的共同生活は婚姻に伴ふ實質でありますけれども、法律で婚姻と云ふのは精神的共同生活を言ふので、肉體的關係の有無を問はぬのであると斯う解すべきであります。婚姻は何を目的とするかと云ふことに就いては昔と今とは考が違つて居る。昔の考は、日本のみならず西洋諸國に於ても、子供を拵へるのが目的であるとして居つた。さう云ふ考から子供が無ければ婚姻の目的が達せられないものとして、『子無きは去る』と云ふ離婚原因も出て來るのであります。併しながら今日の婚姻の目的は結局精神的共同生活と考ふべきでありますから、肉體的共同生活は必ずしも婚姻の絶對的要件ではない、と斯う見なければならぬと思ふのであります。所が斯く考へるとこゝに一の難問を生ずるのは、夫婦の一方が精神病になつて、卽ち夫婦間の精神的共同生活が出來なくなつた時は、其婚姻はどうなるかと云ふ問題であります。夫婦間の一方が初めから精神病であれば婚姻其ものが成り立たぬ

のであつて、それは今日の法律上當然でありますが、結婚後に夫婦の一方が精神病になつた場合が問題である。我國の法律では、夫婦の一方が精神病に罹つてとても治らぬと云ふ場合になつても、他方はこれと離婚することは出來ぬのであつて、それが果して適當であるかどうかゞ問題になるのであります。夫が精神病になつたのを能く看護して一生變らなかつたと云ふ妻があるならば非常に感服すべき事でありませう、又妻が精神病になつたのを一生捨てず夫が世話をしたとすれば理想的の夫でありませうけれども、さう云ふ積極的の善行を法律で是非共さうなければならぬと强制し、法律の力で其夫なり妻なりを不治の精神病者に强いて結び付けて置くべきであらうかと云ふのが疑問であります。これは離婚法の問題になりますから措きますが、兎も角も今日の法律は婚姻の精神的共同生活關係に重きを置くのであると云ふことを申上げて置くのであります。

(六)事實婚と形式婚、宗教婚と法律婚

婚姻は一つの事實であると云ふことは申すまでもないことでありますが、婚姻と云ふ事實があつたならば法律で直ちに其儘それを法律上の婚姻と見るか、或は事實上の婚姻を法律上の婚姻たらしめるには何か形式を附加へることを必要とするかと云ふのが次の問題であります。事實此處に婚姻生活に入つた男女があるならば、法律は直ぐそれを夫婦と見るのが當然の事でないかと云ふ風に考へられるのでありますが、後にも申上げる通り、今日の各國の法律に於ては、事實上の婚姻があれば直ぐ其儘法律上の婚姻と認めると云ふ所謂事實婚主義を採つて居るのは極めて少ないのであります。それはどう云ふ譯かと言ひますと、婚姻なるものが單に當人達の爲めのみならず國家社會に取つて非常に大切な事であると法律がこれを重く見る所から、何歳以下では婚姻が出來ないとか或は重婚ではいけないとか、近い親類が婚姻してはいけないとか云ふやうに、種々の要件を定めて居る。隨つて各々の婚姻關係に就いてそれが果してすべての要件を滿足させて居るか否かを審査する機會がなくてはならぬのであつて、婚姻に一定の形式を履むことを必要として置くと、其際に婚姻が適法なりや否やを識別して適法なものだけに形式を履むことを許すことが出來ます。更に遡つては男女が共同生活をして居るのを其儘婚姻と見ることが、婚姻と婚姻ならざるものとの區別を甚だ曖昧にして、風紀秩序の上から面白くないと云ふ根本的の缺點がある。そこで大抵の國の法律は形式婚主義を採り、婚姻として法律上認められる爲めには何かの形式を必要とす

ろと云ふことにして居る。而してそれにはどう云ふ形式を必要とするかと云ふ點が又大いに問題になるのでありまして、「クリスト」教の方の考では、婚姻は唯だの人事ではなく、所謂「サクラメント」と云つて「クリスト」教の聖禮典である、即ち神事である。神事であるから「クリスト」教の儀式に依つて教會に於て行つたものでなければ本當の婚姻ではない。そこで教會主宰の宗教的儀式を經たものでなければ婚姻と認めないと云ふ所謂宗教婚主義が生ずるのであります。殊に此主義を最も強く言ひ現はしたのは有名な一千五百六十三年の「トレント」の宗教會議であります。其會議に於て「クリスト」教會の儀式に依つたものでなければ婚姻と認めないと云ふ事を決議した。而して中世以前に於ては教會と國家とは非常に密接な關係でありまして、「ローマ」教會の勢力が頗る強かつた所から、婚姻其他親族關係に就いては、教會の法律即ち所謂「カノン」法が其儘國家に採用されて國家の法律となつて居たのであつて、即ち宗教婚主義が「フランス」革命前の西洋諸國を支配して居たのであります。

斯の如く教會では婚姻は「サクラメント」である、宗教的のものであると強く主張するのでありますが、これが果して「クリスト」の眞意であつたかどうかと云ふ事は疑問であつて、「クリスト」自身は必ずしも婚姻を宗教的のものでなければならぬとして取扱はれなかつたのであるとも云ひます。其方の論者が證據として引合に出すのが「ヨハネ」傳第二章であります。「クリスト」「ガリラヤ」の「カナ」と云ふ所の婚禮の宴會に出席されたといふ事がそこに書いてあります。而して其婚禮は宗教的儀式ではなかつたのであります。然るに「クリスト」は其婚姻を是認されて居る形跡があるのであつて、即ち必ずしも婚姻を宗教的の事柄とは見て居られなかつたのであると、斯う云ふのであります。成程「クリスト」御自身の時代に於てはさう云ふ點まで細かくは定まつて居らなかつたのでありませうが、其後になつて御弟子達が段々と婚姻は宗教的のものであると云ふことを高調し出したらしいのであります。例へば「エペソ」書の第五章の左の有名な一節に婚姻を宗教的のものと見る考へがよくあらはれて居ます。

婦なる者よ主に服ふが如く己の夫に服ふべし蓋キリスト教會の首なる如く夫は婦の首なれば也キリストは身の救主なり然らば教會のキリストに服ふ如く婦も凡てのこと夫に服ふべし夫なる者よキリストの教會を愛し其爲に己を捨給ひし如く爾曹も婦を愛すべしかれ己を捨しは水の洗を以て道に因て教會を潔め之を聖なる者とせん

が爲なりまた汚點なく皺なく凡て此の如き類なく聖にして瑕なき榮なる教會を自ら己の前に建ん爲なり此の如く夫その婦を己の身となして愛すべし婦を愛する者は己を愛する也己の身を惡む者は曾て有ことなし之を保養ふことキリストの教會を保養ふが如し

此處に說いてある教訓は今日の考から言ふと大いに異論のあるべき所でありますけれども、兎も角も婚姻は單純な人事ではなく、夫婦の關係は「クリスト」と教會との關係と同じと云ふ風に非常に重きを置いて居るのであります。

　此宗教婚主義に對して先づ第一に反對の聲を揚げたのは新教である。「ルーテル」始め新教の先達連の考では、婚姻は大事な事には相違ないが、教會の事柄即ち「サクラメント」ではなく、普通の人事であると云ふのであります。併し新教が反對したゞけでは宗教婚主義は破れなかつたのかも知れませんが、其内に此等の思想を破るべき非常に大きな出來事が起つた。それは「フランス」革命であります。此革命が起つた時に忽ち問題となつたのは、婚姻が教會の事であるかどうかと云ふことであります。革命思想家の方から言ふと、一體教會が國家の事を支配しやうとするのは甚だ怪しからぬ、國家は我々の國家であるからして「ローマ」教會の干渉を受くべき筋はないと云ふのであつて、即ち政教分離論が主張された。其一つの方面として、婚姻は決して神事でなく人事であると云ふことが主張された。其運動を『婚姻還俗運動』と云ひます。此運動が「フランス」革命の始めから有力で、其結果一千七百九十一年九月三日に「フランス」革命憲法が出來た時、其革命憲法の一ケ條として『婚姻は民事契約に外ならざるものと認む』と云ふ言明があつたのであります。元來「フランス」革命の根本思想の一面は宗教に對する反抗思想であつたが、他の一面は契約思想である。即ちかの「ルッソー」の民約論が國家法律をも契約なりと說明したのを始めとして、萬事を個人の自由契約と觀念しやうとするのが「フランス」革命思想であつた。此反宗教思想と契約思想とが合致して、婚姻は民事契約なりと云ふ結論が出て來たのであります。

□編輯室より

■私共の仕事に歳末年始のけじめあらうとは思ひませんが、それでも何となく年の暮らしいあはたゞしい氣が身邊に漂ふのを覺ゑます。みな樣はどんな一年をお過しでしたか。親しく爐邊に集つてその感想を語り合つたらどんなに愉快であらうと思はれます。

■我が婦人界にとつて、大正九年は實に特筆すべきものゝ多い年でした。何千年來徒らに家庭にのみ跼蹐してゐた婦人が漸く社會的に目覺めて、廣い興味を以て世の中を眺めて來たこと、男子の隷屬者としての存在から一個の人格者として、女性といふ獨立した人間としての存在に移らうとして來たこと――そしてこの機運を促し、またこの機運の中に芽んでわが新婦人協會及びその他の婦人のための新しい運動が生れて出たことは、確かに私共の歷史の上に記念すべきターニング、ポイントを劃したものと云はねばなりません。特に貧弱ながらも全然婦人の努力に依つて立つ『女性同盟』の發刊せられたことは誇るに足るものと信じてをります。この上にも諸兄姉の御援助に待つて益々生長させてゆかうと意氣込んでゐます。

■然しこんなに目ざましく、活氣あるわが婦人界にもかゝはらず、恰も火の消ゑたやうに婦人勞働階級からの聲を聞くことの出來なかつたことは、實に大きい不滿でございます。世界の思潮に伴つて我が國にあつても漸く勞働階級は健實に擡頭してその實力を世にとはうとしてゐます。よしその運動がどんな形式に出るにせよ、婦人の力を拔きにした勞働運動が決して全勞働階級を救ふものでないこと、恰も男子專制の文明が婦人を不幸にしたばかりでなく、男子共のも決して幸福でなかつた事に等しいと思ひます。私共はわが勞働婦人の內に潛む力を信ずる者でございます。

■さあ、これで愈々本年度最後の編輯の筆を擱きます。明年からはうんと雜誌の內容を改めて、機關雜誌らしい無味乾燥なものに墮しないやうに、もつと親しみのあるものにしたいと思ひます。腹案は出來てゐますが、いゝお考へがあつたらいつでも傾聽いたします。(む)

定價表

一部	金二十五錢	（郵稅五厘）
半ヶ年	金一圓四十錢	（郵稅共）
一ヶ年	金二圓七十錢	（郵稅共）

廣告料

特等	一頁	五十圓
一等	一頁	四十圓
二等	一頁	三十圓
	半頁	二十圓

四回以上割引あり

注意

▼御注文は總て前金で願ひます。
▼御送金は振替にて御拂込み下さい
▼郵券代用の際は一割增の事。（五厘切手にて）
▼誌代の領收書は雜誌發送を以てかえます。御入用の方は端書封入下さい。

大正九年十一月卅日印刷納本
大正九年十二月一日發行（第三號）

編輯兼發行印刷人　市川ふさゑ
東京府下田端四四五

發行所　新婦人協會
振替東京五〇九〇〇番

賣捌所　東京堂　東海堂　北隆館　上田屋　至誠堂　其他全國各書店に有り

新婦人協會 規約

第一條　本會は新婦人協會と稱し、事務所を當分の中東京市外田端四四五平塚方に置く。

第二條　本會はその綱領に從ひ、婦人相互間の團結を計り、婦人の擁護のため、其進歩向上のため、或は利益の增進、權利の獲得のために努力せんことを期す。

第三條　本會は第二條の目的を達せんがために、左記各事項中最も緊要と認めたるものより着手し漸次其の全體に及ぶ。

一、女子高等敎育、小學大學の男女共學、婦人參政權、婦人に不利なる諸法制の改廢、母性保護等の要求をなすために實際運動を開始すること。

一、各地の有力なる婦人團體と連絡を計り、婦人共同の利益に對する日本婦人總同盟を組織すること。

一、婦人に關する諸種の特種問題の研究調査會を設くる事。

一、婦人問題、勞働問題、生活問題及其他諸種の社會問題に關する講演會を各地にて開くこと。

一、機關雜誌「女性同盟」の發刊。

一、婦人勞働者の敎化機關として學校を設置し、婦人勞働新聞を發刊し、健全にして實力ある婦人勞働組合を組織する基礎を造る事。

一、婦人身上相談、職業紹介、結婚媒介。

一、女子大學講座の開設。

一、事務所、公會所、敎室、婦人共同寄宿所、婦人簡易食堂娛樂所、運動場、圖書館等を含む婦人會館の建設。

第四條　本會に左の四部を置く

一、會務部——庶務、會計

一、出版部

一、研究部——政治法律部、社會部、敎育部、衣食住部

一、事業部

第五條　本會々員は左の三種とす

一、正會員

一、贊助會員　第一種贊助會員　第二種贊助會員

一、維持會員

第六條　正會員は本會の事業に直接關與し、本會と終始責任を共にする婦人にして、會費月五十錢を醵出する者をいふ。

第七條　正會員は研究部員として、何れかの部に屬すべきものとす。

第八條　第一種贊助會員は本會の趣旨に贊成し、本會の事業を援助する男女にして、會費月一圓を醵出する者をいふ。

第九條　第二種贊助會員は本會の趣旨に贊成し、知識又は勞力を以て本會の事業を援助することを約せる男女、及婦人團體の代表者にして、會費を要せず。

第十條　維持會員は本會の趣旨に贊成し、本會の事業を援助する男女にして、會費月五圓以上又は一時に五百圓以上を醵出するものをいふ。

第十條　會員は全部機關雜誌の配布を受くるものとす。

第十一條　本會に入會せんとする者は住所、職業氏名を記し、第二種贊助會員以外の會員たらんとするものは會費三ケ月分を添へて申込むべし。但し正會員たらむとするものは外に會員の紹介を要す。

第十二條　本會に左の役員を置く。

一、評議員　一、理事　一、書記

第十三條　理事は若干名とし、評議員中より正會員を互選す。其任期は二ケ年とす、理事は第四條に掲げられたる各部を分擔するものとす。尙別に總務理事を置き全體を總ぶ。若し本會を代表する必要ある時は總務理事これにあたる。(但し最初は發起人を以てこれに充つ)

第十四條　書記は若干名とし理事これを委囑す。書記は庶務をとるものとす。

第十五條　評議員は若干名とし、總會に於て正會員中より半數を互選し、贊助會員維持會員の婦人中より半數を互選す。其任期は一ケ年とす。

第十六條　總會は每年一回春季に之を開會す。但し必要の場合は臨時總會を開く事を得。

第十七條　本會の經費は會員の會費及特志家の寄附金を以て之にあつ。

第十八條　會計報告は機關雜誌及總會に於て發表す。

第十九條　同一地方にて正會員五名以上を有する時は支部を設置する事を得。

第二十條　本會則は總會の決議によるにあらざれば變更する事を得ず。

第二十一條　細則は別にこれを定む。(以上)

支部内規（大正九月十一月六日定）

第一條　支部は正會員五名以上ある地方に設置し其所在地名を冠稱す。

第二條　支部所在地にある各種會員は全部その支部に屬すべきものとす。

第三條　支部經費は所屬會員より本部に納入する會費の五分の一を割きて之に充つ。但し支部の決議により別に支部會費を徴收する事を得。

第四條　支部會員は本部より送附されたる問題は勿論、支部として協會規約第三條に掲げられたるものの中緊要なるものを選びて研究し實行するものとす。

第五條　各支部に幹事若干名（普通二名位）、幹事長一名、商議員若干名（五名迄位）を置く。幹事は正會員中より互選し、幹事長は幹事中より互選す。商議員は贊助會員及維持會員中の婦人より互選す。任期は何れも一ケ年とす。

第六條　幹事は會計庶務を分擔し、支部の事務整理に任ず。

第七條　幹事長は支部全體の統一をはかり、直接本部と連絡の任にあたる。

第八條　商議員は支部の重要事項の評議にあづかる。

第九條　支部は其の狀況を時々本部に通知し、所屬會員の會費をまとめ、其の五分の二を保管し餘を毎月末迄に本部に納入するものとす。尙、會員及購讀者の申込みを受けたる場合は直に本部に通知するものとす。

第十條　各支部は月一回以上會合して會員間の親睦をはかり、研究をなすものとす。

第十一條　本規約は各支部の希望により多少變更する事を得。但し其際は本部の贊成を得べきものとす。

附　支部設置の順序

一、支部設置を希望する向は正會員名簿を添へて其の旨本部に申込み贊成を得る事。

二、本部の贊成を得たる場合は其地方の全會員集合の上、一應支部規約に訂正の箇所なきかをあらため、次で役員の選擧をなし、會合日、事務所其他を決定する事。

三、右決定事項は直に本部に通知する事。

四、支部組織の上は發會式講演會を開くを普通とする事、其際は本部より役員出張應援するを普通とする事。

研究部内規（大正九年五月三十日定）

第一條　研究部は本協會が實施せんとする各種事業の準備機關にして、婦人に關する各方面の研究調査をなすものとす。

第二條　研究部はこれを左の四部に分つ。

政治法律部、社會部、教育部、衣食住部、

第三條　政治法律部は政治法制に關する一般的研究と共に、特に婦人に關する諸法律を精細に研究調査し、本協會が行はんとする婦人並に次代にとつて不利なる法律の改廢、並に制定に關する實際運動の準備をなすものとす。

第四條　社會部は各種の社會問題の研究と共に、特に婦人及子供に關する社會問題を精細に研究調査し、本協會が行はんとする社會改造の實際運動の準備をなすものとす。

第五條　教育部は女子教育及國民教育に關する内容及制度、女教員の地位及待遇等を研究調査し、本協會が行はんとする女子教育の改善、女教員の地位及待遇の改善のための實際運動の準備をなすものとす。

第六條　衣食住部は衣食住に關する研究調査をなし、本協會が行はんとする生活改善運動の準備をなすものとす。

第七條　研究部員は規約第六條により、正會員全部これにあたり各自希望の一部に屬するものとす。但し研究部員は各部の傍聽をなすことを得。

第八條　各部に幹事一名を置く、幹事は研究部理事と共に部内の事務にあたる。幹事は當分の間一ケ月を任期とし、各部員交替とす。

第九條　各部は一ケ月凡そ二回定期に集合して所定の研究をなすものとす。

第十條　各部に於ける研究問題及研究の方法は各部會に於てこれを決す。

第十一條　各部は部員の基礎的知識の涵養を計るため、必要なる講座を置くものとす。該講座は公開する事あるべし。

第十二條　研究部總會は凡そ年四回これを開き、各部の研究報告並に各部連絡上の打合せ等をなす。

第十三條　地方在住正會員は其所屬部の提出せる問題を研究する外に、尙問題を提出する事を得。支部に屬する正會員は支部に於て右に準ずる研究部を組織し、本部と連絡をとつて研究調査するものとす。


電燈の進步に伴はざる
笠の惱み！
電燈創始時代の單純偏平な笠は
時代後れを示します
形と色とは審美的に
配光は學理的に作り上げられたる
乳色硝子製
ベルリア反射笠！
之は夜間家庭平和の象徵です
神奈川縣川崎町
東京電氣株式會社
出張所
東京市京橋區銀座尾張町一ノ一
大阪市西區阿波堀通一ノ五
門司市岡本町三ノ二九
此切取に添へ御申越の方へは說明書進呈
ベルリヤ

大正九年十二月三日發行
大正九年十二月一日印刷納本
女性同盟十二月號
(大正九年十月一日
第三種郵便物認可)

定價(一部)二十五錢(郵税五厘)
發行所
東京府下田端四四五
新婦人協會

